【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年8月15日提出

【発行者名】 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 南原 啓太

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 楠本 靖三

【電話番号】 03-5293-1500【届出の対象とした募集(売出)内国投資 シュローダー・エマージング株式ファンド(1年決算型)

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1,000億円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

シュローダー・エマージング株式ファンド(1年決算型)(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。) ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。 受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせくださ

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が独自に定める申 込手数料率を乗じて得た額とします。 申込手数料率につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせくださ l1.

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年8月16日から2026年2月17日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。 <委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号:03-5293-1323

受付時間:午前9時~午後5時まで(土、日、祝日は除きます)

ホームページアドレス: http://www.schroders.co.jp/

(9)【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、 追加設定が 行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれま す。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12)【その他】

日本以外の地域における発行 該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として新興国の株式に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。 ファンドの基本的性格

1)商品分類

単位型投信 · 追加型投信	投资対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		株 式
単位型投信	国内	债 券
	海外	不動產投信
追加型投信	内外	その他資産
	ra 2r	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投资対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
he see	年4回	北米		
债券 一般 公债	年6回(瞬月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
社债		アジア		
その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回 (毎月)	オセアニア		
T 11 + 10 I	日々	中南米		4. 1
不動産投信	その他	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他姿産	()	000000000000		
(投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)		
資産複合		エマージング		
() 资度配分固定型 资度配分变更型				

(注1)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。 (注2)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産 (その他資産(投資信託証券(株式 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産 (株式)とが異なります。

<商品分類の定義>

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
 - (1)単位型投信: 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドを
- ンドをいう。 2.投資対象地域による区分

- (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の
- 記載があるものをいう。 (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の 記載があるものをいう
- (3)内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があ
- るものをいう。
 3.投資対象資産による区分
 - (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載が あるものをい
 - (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載が

 - (2) 頂奈: 日禰兄書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が美質的に頂奈を源泉とする自の記載があるものをいう。
 (3) 不動産投信(リート): 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 (4) その他資産: 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
 (5) 資産複合: 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に原泉とする旨の記載があるものをいう。
 独立した区公
- 員門に個別でする日の記事があるこのです。 4.独立した区分 (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。 (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。 (3)ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- 開定として使用する商品が類々 (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 (2)特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書 きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

- 1. 投資対象資産による属性区分
 - (1)株式

 - でから、次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。 中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - (2)債券

 - 一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関 債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。 社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをい
 - つ。 その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
 - をいう。 をいう。 格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほ か、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」 「低格付債」等を併記することも可とする。
 - (3)不動産投信
 - これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
 - (4) その他資産
 - 組入れている資産を記載するものとする。
 - (5)資産複合

 -) 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。 資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とす る旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。 資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な 変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産 を列挙するものとする。
- 2. 決算頻度による属性区分

 - 算頻度による属性区分 年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。 年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。 年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 日々:目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。 資対象地域による属性区分(電複使用可能)
- 3.投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
 - グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。 日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

 - をいう。 北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいう。 欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある
 - ものをいう。 アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする

 - 中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載が あるものをいう。

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(E12586)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記 載があるものをいう。

中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の 記載があるものをいう

・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地 域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.投資形態による属性区分

ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資され るものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。 ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

う。 5. 為替ヘッジによる属性区分

| 為替ヘッジあり:| 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨

の記載があるものをいう。 為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替の ヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。 6.インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

ファファ 日経225 TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7.特殊型

/プル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとと もに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの

もに合性相対・見度すいの注動についるとなる。
をいう。
条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
ロング・ショート型 / 絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法 人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

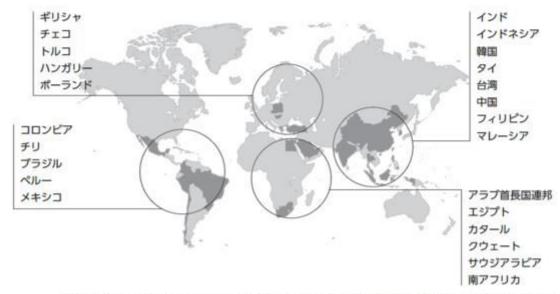
MSCI エマージング・マーケット・インデックス*の構成国の株式を実質的な主要 投資対象とします。

- *MSCI Inc.が開発した株価指数で、エマージング諸国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。 当指数に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するも のではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。
- MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用することは禁じられております。
- ※ファンドは、主としてシュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を 通じて投資を行います。
- ※投資対象国の株式を投資対象国以外の国で流通させるために当該株式を銀行などに預託し、代替として海外市場で発行される預託証券(DR:Depositary Receipt)を投資対象に含みます。
- ※投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。

2 MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)*1をベンチマーク*2とします。

- *1 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース) をもとに、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が独自に算出したものです。
- *2 ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国



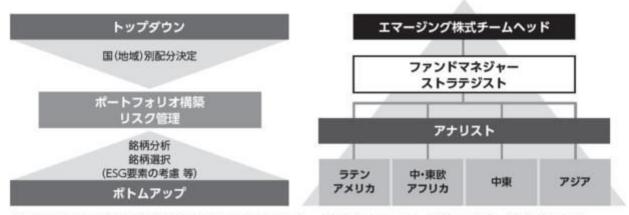
MSCIのデータに基づきシュローダー・インペストメント・マネジメント株式会社が作成 24カ国 2025年5月末現在 ※構成国は変更されることがあります。

3 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

4 マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

運用プロセス

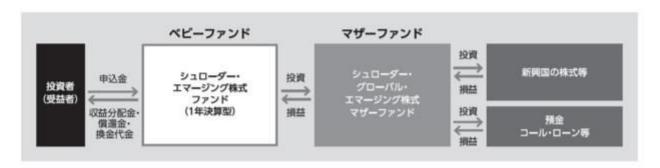
- トップダウン・アプローチによる国への投資判断とボトムアップ・アプローチによる個別企業への投資判断の2つの観点から規律あるリスク管理のもと投資を行います。
- ■運用チームは、経験豊富なプロフェッショナルで構成され、グローバルに展開するシュローダー・グループのリサーチ体制を活用し運用にあたります。



- ※上記はマザーファンドの外貨建資産の運用委託先である、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。
- ※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

ファンドの仕組み

■ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの 受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。 ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することがあります。



※本書において「直接投資」とは、ベビーファンドがマザーファンドを介さずに行う投資をいいます。 また「実質的な主要投資対象」および「実質投資割合」とは、それぞれ、マザーファンドが投資する最終的な投資対象資産(株式等)およびその投資割合といいます。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- ■株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ■外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ■一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、 原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- ■デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配方針

年1回の決算時(原則11月15日。休業日の場合は翌営業日。)に、収益分配を行います。

- ■分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ■収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、利子・配当収入等を中心に分配することを基本とします。

なお、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行わない場合があります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
										分配	

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

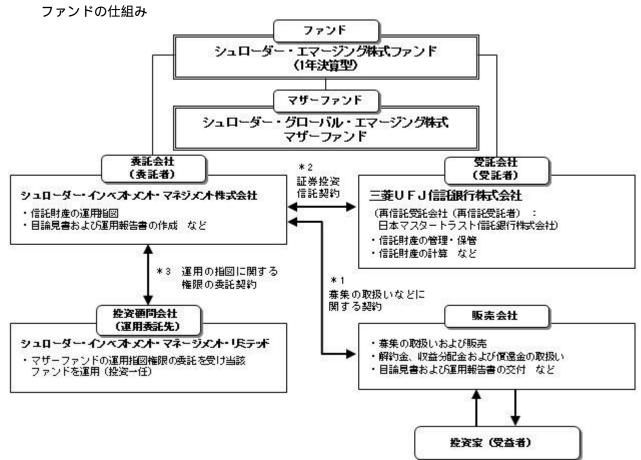
- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2007年 4月27日

・信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



- *1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、 収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- *2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資
- 制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
 *3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との 間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況(2025年5月末現在)

1)資本金

490百万円

2)沿革

: 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立 1985年12月10日

: シュローダー投信株式会社設立 1991年12月20日

: シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・ 1997年 4月 1日

マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

2007年 4月 3日 : シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

: シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「当社」 ということがあります。)に商号を変更 2012年 6月29日

3)大株主の状況

<u> </u>			
名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナ ル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス 1	9,800株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行いま す

投資にあたっては、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式を実質的な主要投資 対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合が あります。

運用にあたっては、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)をベンチ

マークとします。

マーノこしなす。 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 株式等の実質組入比率については、原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券を主要対象とします。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することも

あります。 投資の対象とする資産の種類 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める ものをいいます。以下同じ。

イ)有価証券

ロ)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、ファンドの 約款第23条、第24条、第25条および第25条の2に定めるものに限ります。)

八)約束手形) 金銭債権

2)次に掲げる特定資産以外の資産

イ)為替手形

有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1)株券または新株引受権証書

- 2)国債証券
- 3)地方債証券

) 特別の法律により法人の発行する債券

- 5)社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付
- 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。))特定目的会社に係わる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。))特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるも のをいいます。
- 8)協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいま
- 7 ず。) 9)特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第

10) コマーシャル・ペーパ

- 11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新
- 株予約権証券 12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有 するもの
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま
- す。) 14)投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるも のをいいます。) 15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。
- 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有 価証券に係るものに限ります。) 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。) 18)外国法人が発行する譲渡性預金証書

19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券

20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。) 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証 券に表示されるべきもの

22)外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券および証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)の証券の性質を有するもの、および14)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証 券」といいます

金融商品の指図範囲

に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の 委託者は、信託金を、 規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図する ことができます。

- 1)預金
-)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。))コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの 6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要 委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 委託者が運用上必要と認めるときには、

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、有価証券売却等の指図、資金の借入、担保権の設定を行うことができます。

投資対象とするマザーファンドの概要<<シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド>

運用の基本方針	・ハル・エマーシンク株式マザーファント>
基本方針	信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。
主な投資対象	MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式を主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。
投資態度	エマージング株式市場において、割安かつ成長期待のある企業の株式に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行い投資する。たっては、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式を主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国際で見ずれないほか、運用者の判断で見ずがあります。ベンチマークは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、ロークは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当します。 サー・インベストメント・マネージメント・リルにあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメントリリミアのよりにに外質を行います。 株式等の組入比率については原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。 株式等の組入比率については上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産 総額の20%以下とします。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のさ会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債での社会であらかじめ明第3号の財産が当該新株予的権付さるであらかじめ第8号の財産が当該新株予の(会株がで存在し得ないっての対第8号をのがであるのが、は、10%以下とします。 の投資を総額の10%以下とします。 の投資を経過であるが、10%以下とします。 の投資には、制限を設けません。 デリバティブの利用はへッジ目の規則に定めるの投資割合には、制限を設けません。 デリバティブの利用はへッジ目の規則に定めるよびで率は、超がする大力を が変産を終額の10%以下とします。 の投資信託協会の規則に定めるといてであるとととといて、10%に対するには、10%に対するととととの規則に定めるといてであるととととなるといるといてであるとととといるといるには、10%に対するに対するといてでは、10%に対するとととの規則にしたがいるに対するとととといるといるに対するに対するとととといるといるに対するに対するといるといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるに対するといるといるに対するといるといるといるに対するといるといるといるに対するといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信 託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
投資顧問会社 (運用委託先)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(3)【運用体制】

運用体制

連用体制シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(外国株式運用担当)が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。なお、ファンドの主要投資対象であるシュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。 運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」(社内規則)に則り、以下の体制(委託会社と委託会社のグループおよび外部委託先を

包括する運用体制を示しています。)で臨みます。

[シュローダー・グループ各海外拠点 および外部委託先]

国内株式運用*1

国内债券運用*2

外国株式運用*3

外国债券運用*4

マルチアセット運用 5

オルタナティブ運用*6

株式運用

グローバル株式 エマージング株式 アジア(除く日本)株式 欧州株式 米国株式 計量株式運用 他 企業リサーチ

債券運用

グローバル債券 米国债券 欧州债券 アジア債券 新興国債券ベンチマーク型 新興国債券絶対収益型 他 経済分析 クレジットリサーチ

マルチアセット運用 転換社債 他

ボートフォリオ・ソリューション

オルタナティブ運用

コモディティン 不動産 保険リンク証券 絕対収益追求型 他

- 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の 運用指図
- 国内債券運用に関する指図の権限の委託(委託先は、マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社)、国内投資信託の運用指図 外国株式運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、
- 国内投資信託の運用指図
- 外国債券運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、 国内投資信託の運用指図
- マルチアセット運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会 *5
- 社)、国内投資信託の運用指図 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会 社および外部委託先)、国内投資信託の運用指図

内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、運用プロセスから独立した部門がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認 を行います

を行いよう。 約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付 制定がら次角など、買びて自動処理を行う犯責先圧システムの建営にめたっては、個々のステックに行与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。 投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は運用プロセスから独立した部門によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、運用部やプロダクト・マネジメント部に必要な措置を講じるよう求めます。 流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。受託銀行に関する管理の体制信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合に

受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託 銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

上記体制は2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(毎年11月15日、ただし決算日が休業日の場合は翌営業日)に原則として以下の方針に基づき 分配を行います

1)分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みま) 等の全額とします。

2)分配金額は、1)の範囲内で、委託者が決定するものとし、利子・配当収入等を中心に分配することを基本とします。なお、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行わない場合がありま

3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行 います。 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)> 原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース(一般コース)> 毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日ま で)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限 1)株式への実質投資割合には、制限を設けません。

- 2)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下としま
- 3)投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額

- の5%以下とします。 4)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 5)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以 下とします。
- 6)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあ をおければについての社員とあって当該社員と当該制体了制作がとれてもできた。 らかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある 新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

8)投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場(上場予定も含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

9)信用取引の指図範囲

- イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。 ロ)イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことがで
- 1)の信用取引の指図は、次に指りる有価証券の発行芸社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計を超えないものとします。
 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2 . 株式分割により取得する株券
 3 . 有償増資により取得する株券
 4 . 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項

 - 第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株付社債を含め「転換社債型新株 予約権付社債」といいます。)における新株予約権の行使により取得可能な株券

- 予約権付社債」といいます。)における新株予約権の行使により取得可能な株券

 10)先物取引等の運用指図・目的・範囲
 イ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを低減するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)およびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)、有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号口に掲げるものをいいます。)および有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号八に掲げるものをいいます。)をします。

 1)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為き変動リスクを低減するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびにかが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびにわが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびにわが国の金融商品取引所および外国の取引所によける通貨にかかる先物取引ならびにわが国の金融商品取引所および外国の取引所によりまないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができま

- 9。
 ハ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを低減するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
 こ)委託者は、イ)~八)に定める取引で金融商品取引所によらないものを行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 11)スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- - イ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを低減するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

 - ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 こ)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲 イ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを低減するため、金利 先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。 口)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、結び取引の決済日

 - コ)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 ハ)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
 二)委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 ホ)12)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 利率の現実の数値で決済日における現任価値に割り引いた額の金銭の投支を約9の取引をいいます。へ)12)において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下12)において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取の別決めに係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下12)において同じ。)を取り決め、そし引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ転を差済日における指標利率のの表達を示じた物外国為目いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じたの取り決めに係るスワッカ資を決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらからして定めた金額を乗じた後の決済日における指標利率の数値で決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかが正本として定めた金額を乗じた音のとして行なった先物外国為替取引で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

 ト)12)において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日における直物外国為替取引を決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をの他これに類似する取引をいいます。
 カ)12)において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を必要を約する取引をの他これに類似する取引をいいます。
- 14)有価証券の貸付けの指図および範囲
 - 番託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。 1.株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価

 - 合計額の50%を超えないものとします。 2.公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有す
 - る公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。 口)イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 八)委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものと
- 15)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合 には、制約されることがあります。 16)外国為替予約取引の指図および範囲
- - イ)委託者は、投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、または信託財産に 属する資産の為替変動リスクを低減するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることがで きます。

- 「何順証券属出書(内国投資信託 口)イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額に つき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属す る外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなし た額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に 占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、信託財 産に属する外貨建資産の為替変動リスクを低減するためにする当該予約取引の指図については、 この限りではありません。
- ハ)ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。 二)委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた
- ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 17) 資金の借入
 - イ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約の支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール
 - 市場を通じる場合を含みます。)を行うことができるものとします。 口)委託者はイ)の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとしま
 - ハ)委託者はイ)に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
- - 2 . 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配 金のうち再投資にかかる額の範囲。
 - 本のうち再投員にかかる顔の範囲。 ホ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産 の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。 へ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業

- へ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金か支弁される日からその翌宮業日までとします。
 ト)借入金の利息は信託財産中より支弁します。
 18)デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
 19)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 20)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
 法令による投資制限
 - 法令による投資制限
 - 1)同一法人の発行する株式の投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)
 - 1)同一法人の発行する株式の投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律) 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。
 2)デリバティブ取引等の投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令) 運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行ないません。
 3)信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令) 運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを内容とした運用を行ないません。

3【投資リスク】

- (1)ファンドのリスク
 - ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご留意ください。

組入株式の価格変動リスク、信用リスク 株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

河目を割り入り ファンドおよびマザーファンドが保有する外貨建資産の円換算の価値は、その資産における価格変動 のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動 向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質 外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因 となり、投資元本を割り込むことがあります。 カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に 対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

なお、新興国への投資には以下のようなリスクがあります。

- 1)経済状況の変化に伴うリスク 経済が沈め変化に伴うり入り 新興国においては、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって 象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に、大きくな る傾向があると考えられます。国全体の経済状況の変化は、当該国内の個々の企業業績にも多大 な影響を与えるため、ファンドが主として投資を行う新興国の株式は、先進国市場の株式と比較 して、その価格を動が大きくなる傾向があると想定されます。
- して、その価格受動か大きくなる傾向があると思定されます。

 2)流動性に関するリスク
 新興国の証券市場は、先進諸国と比較して、一般に、その市場規模や取引量が小さく、流動性等
 の問題により、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、株価の
 変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治的・経済的な急変時等においては、
 流動性が極端に減少し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。

 3)政治的・社会的な変化に伴うリスク
 新興国においては、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等によっても、証券市場の価格変動が大きくなる場合があることが想定されます。また、政府当局による海外からの投資規制
 や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止
 室の規制が突然道入されることも想定され、その場合には証券市場の価格変動が大きくなるばか
- マ外国人投資家に対する垣倒的な課税、目国外への达金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には証券市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。制度、インフラストラクチャーに係るリスク新興国においては、先進国と比較して、証券の決済・保管等に係る制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行う当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。 響が生じる可能性があります。 5)企業会計や情報開示等に係るリスク
- 新興国においては、一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が、先進国とは異なる

5)企業会計や情報開示等に係るリスク
新興国においては、一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が、先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

チャイナ・コネクト * 1 を通じて中国 A 株 * 2 への投資を行う場合があります。また、中国 A 株 に投資を通じて、間接的に中国A 株に投資をあります。また、中国 A 株 に投資を通じて、間接的に中国A 株に投資をあります。また、中国 A 株 に投資をもたらする目は、割当制限に従います。制度を通じた取引の方式をもた。アッンドの当該制度を通じた中国A 株への適時の投資が制限される可能性があり、かかる変更が遡及たないます。当該制度を通じた中国A 株への適時の投資が制限される可能性があり、たるないます。当該制度を通じた中国A 株への適時の投資が制限される可能性がありまた、ファンドの当該制度を通じた中国A 株への適時の投資が制限を課しています。これを対象にした大ファンドの当該制度を通じた中国A 株への適時の投資がの追求がります。よりであります。チャイナ・コネクトの規制は、売買に対して一定の制限を課しています。で、場合にないます。よれまなり、大き適じた中国本土市場は開資されている資産保存状況引けの両方を考慮をあるが、場合にはがあります。おり、おりますのできなくならの報用でいる場合があります。と、大きでがあります。と、大きでがあります。と、大きが出来を表します。と、大・対策では、大きに対して、大きに対し、大きに対して、大きに対して、大きに対し、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対し、大きに対して、大きに対して、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対して、大きに対し、大きに対し、大きに対して、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対して、大きに対し、対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対

す。 * 1

- チャイナ・コネクトとは、中国本土と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現することを目的とした証券取引および決済接続制度であり、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを指します。かかる制度により、海外投資家は、香港に拠点を置くプローカーを通じて、中国本土の証券取引所に上場される一定の中国 A 株を取引することが できます
- 中国A株とは、中国本土の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式を いいます。 流動性に関するリスク

派動性に関するリスク 証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下 し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きく なる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下 し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、 基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

< その他の留意事項 >

流動性リスクに関する留意事項

流動性リスグに関する
自息争項
ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が
急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取
引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金
申込みの受付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。
ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点
換金代金の支払資金を対しまするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際
市沢朝向や流動性等の状況によっては其準価額が大きく流動する東田となります。また、保有

の際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有

証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの換

金代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。 短期金融商品の信用リスク ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する合品、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 ります

収益分配金に関する留意事項

- 収益分配金に関する貿息事項

 1)ファンドは、決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行いますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。

 2)分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

 3)分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超まるでませわれる場合があります。その場合、当期決算日の其準価額は前期決算日と比べて下落する。
- えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落す ることになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示す ものではありません。
- 4)投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払 戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値 上がりが小さかった場合も同様です。

信託の途中終了

受益者からの換金の申し出により、ファンドの受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の大幅な変動などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた 場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。 買付・換金の中止

金融商品取引所等 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)が生じた場合には、ファンドの買付、換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込みの受付けを取り消すことがあります。 *金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号

口に規定する外国金融商品市場をいいます。

換金に関する制限

- 1)信託期間中であっても、下記のいずれかに該当する場合は、買付・換金の申込みを受付けませ ん。 ・国内の休業日

 - ・ロンドン証券取引所の休業日
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
 - ューヨークの銀行の休業日

・ニューヨークの銀行の体業日 2)信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える換金の申込みは 行えません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。 運用の基本方針に沿った運用ができない場合 ファンドおよびマザーファンドが投資を行う各国市場の混乱やファンドに大量の換金が生じた場合な どには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、 市況動向その他の要因等によっては、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。 運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代

運用体制の変更ならびにファフトマネジャーの交代 ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。 また、ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行うために、信託期間の途中において ファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においても、ファンドの運用方針が変更 されることはありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合 があります

これるととはありよどのが、ファンドマネンドーの文代寺に伴い、組入路内の八百寺が刊われる場合があります。
店頭デリバティブ取引に適用される制限に関する留意事項
店頭デリバティブ取引等の国際的な規制強化を受けて、一定のデリバティブ取引について、取引所等
関における清算機関を通じて決済することが、また一定の店頭デリバティブ取引について清算機
関における清算と証拠金の提供が求められることとなります。さらに一定の清算機関を通さない非清
算店頭デリバティブ取引については、取引当事者間での証拠金の授受が求められることとがます。ファンドが店頭デリバティブ取引等を活用する場合、当該規制による店頭デリバティブ・ディーラーのコスト増を受けた運用管理費用の増大や、証拠金拠出に備えた現金等の保有比率の高まりにより、ファンドの投資目的達成に悪影響を及ぼす可能性があります。また、清算ブローカーや清算機関が支払不能又は債務不履行に陥った場合、ファンドが拠出した
証拠金が回収できなくなり、清算金の返金が遅れる可能性があります。この他、規制対象となる可能性があります。の他のリスクが複雑なものとなる可能性があります。
外国為替取引に関する留意事項
ファンドは、ISDAマスター契約を締結せずに特定の為替ブローカーとの間で外国為替取引を行うこと

外国為替取引に関する留意事項ファンドは、ISDAマスター契約を締結せずに特定の為替ブローカーとの間で外国為替取引を行うことがあります。ISDAマスター契約を締結しない外国為替取引においては、為替ブローカーが倒産した場合、ファンドはISDAマスター契約に基づくクローズアウト・ネッティング(取引の期限前終了と一括清算)の権利を行使することができず、その結果、ファンドに評価益がある外国為替取引に係る支払義務を為替ブローカーが履行せず、ファンドに評価損がある外国為替取引に係る為替ブローカーに対する支払義務の履行を為替ブローカーの破産管財人等から求められる(「チェリーピッキング」といいます。)可能性があります。為替ブローカーが倒産した場合、ISDAマスター契約を締結していない取引から生じる損失は、すべて受益者に帰属します。特定の外国為替取引は、為替ブローカーの日本における子会社を通じて行う必要があり、これらの子会社が格付を取得していない、または投資適格未満である場合があります。このような場合、外国為替取引に基づく子会社の債務について、親会社の保証を得ることができない可能性があります。また、為替ブローカーとISDAマスター契約やその他の取引書類を締結しないことにより、委託会社が

ファンドに代わって、為替ブローカーの取引条件で外国為替取引を実施し、 その取引条件の下でファ

現金等の組入に関する留意事項

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の 実質的な組入比率が低下する場合があります。

(2)リスク管理体制

 リスク管理体制 ファンドの運用リスク管理
 シュローダー・グループ全体の運用リスク管理 > シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュローダー・グループ内で統一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされています。 ます。 < 流動性リスク管理 >

流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。 内部牽制体制の整備状況 シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との 分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判 断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。 また、当社のリスク部門等やシュローダー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、 改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。 さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的に チェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッショ ン等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。 内部検査・監査体制 当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法

内部検査・温量体制 当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法 令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等を チェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュール を各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュロー ダー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。 外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務 諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)*準拠の検証、投資一任 契約に係わる資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施さ

れています。 *グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)とは、IPC(Investment Performance Council)が所管す るパフォーマンス基準(資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するた めの基準)をいいます。

上記体制は2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

最大値

O- E.O

-6.1

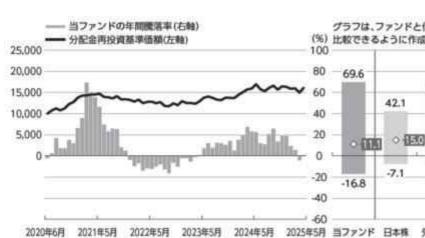
0 FAU

-7.0

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 2020年6月末~2025年5月末

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年6月末~2025年5月末



O-DEBUGG グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に (%) 比較できるように作成したものです。 最小值 627 59.8 21.5 15.3

OFF

0.6

-5.5

0.5%

2025年5月 当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

9.7

- サ分配会再投資基準価額は、程序前の分配金を再投資したものとみなして 計算したものです。2020年6月末を10,000として担数化しております。
- ※年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における 1年間の騰落率を表示したものです。
- ラ全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ⇒2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の 騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ⇒決算日に対応した数値とは異なります。
- ラ当ファンドは分配会再投資基準価額の概念率です。

-5.8

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

日 本 株 ・・・ 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・・ MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ペース)

新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)

日本国債 · · · NOMURA-BPI国債

先進団債・・・FTSE世界団債インデックス(除く日本、円ペース) 新興国債・・・・ アモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファイド(円ペース)

(注) 場外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの機能率の比較に用いた指数について

應落率は、データソースが提供する各省数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性。 網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用 に配因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

樂証株価約数(TOPIX) 依当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、 配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰 聞します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ペース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCI Inc.が開発した。日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、 配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース) MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCI Inc.が開発した。世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、 配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・熱示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、 他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根据として使用する、あるいは再配布することは前じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、 承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根据として 提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI回信

NOMURA-BPI田債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すた めに開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、再標準、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャ リー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を 各市場の時価総類で加廉平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCIC帰属します。

JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファイド(円ペース)
JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファイド(円ペース)は、JP. Morgan Securities LLCが算出、公表している。新興国が発行する根地通過建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・エマー ジング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします

販売会社が定めるものとします。 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が独自に定める申 込手数料率を乗じて得た額とします。

ー込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 <分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数

については、申込手数料はかかりません。 申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額(1口当たり)が差し引かれます。 「信託財産留保額」とは、受益者の公平を図るため、投資信託を解約される受益者の解約代金から差 し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.7908%(税抜1.628%) を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

配分(年率/税抜)		役務の内容
委託会社	0.76%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および 受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	0.80%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社	0.068%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 委託会社の配分には、マザーファンドの運用委託先であるシュローダー・インベストメント・マネー ジメント・リミテッドに対する報酬が含まれております。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額 その他の話費用なよびこれらに係る消費税等相当額。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、 その委託費用を含みます。

- 1)監査費用 2)法律顧問・税務顧問への報酬および費用
- 3)目論見書の作成および提供費用
- 4)有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用5)信託約款の作成・印刷・届出費用

- 6)投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報の作成および提供費用 7)公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用 8)投信振替制度に係る費用のおび手数料等

9)この信託の計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用

10)格付の取得に要する費用

10) 格刊の取得に要する質用 委託会社は、上記 の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、 信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなし て、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規 模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、年率0.055%(税抜0.05%) を上限としてこれを変更することができます。 上記 の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されること で、ファンドの基準価額に反映されます。係る諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休 業台の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支

上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。 (4) その他の手数料等のうち、 および の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上 限額等を示すことができません。

上記(3)および(4)の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますの で、事前に示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象と なります。
- ・当ファンドは、 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 個人受益者の場合

1)収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれ かを選択するにきます。

2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益) * については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 * 解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みませ

す。)を控除した利益

る。アミにはいるに利益 確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場 株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益 通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利

通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。
少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。
・NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1)収益分配金、解約金、償還金に対する課税 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について は配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された 税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
2)益金不算入制度の適用

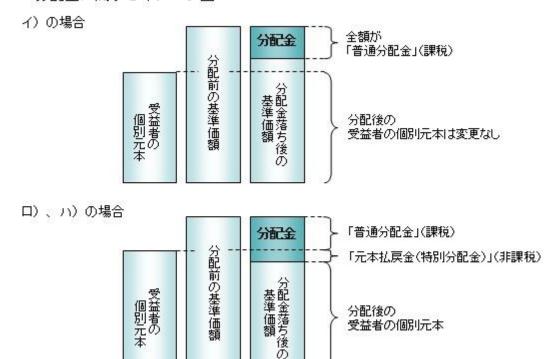
益金不算入制度は適用されません。

個別元本

- 1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれませ
- 1) 合受益者の負刊時の基準価額(中込于数科のよび国該子数科に係る消貨税等相国額は含まれません。)が個別元本になります。
 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。普通分配金と元本払戻金(特別分配金)
 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
 2) 受益者が収益分配金を受け取る際イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

- - 1) 収益方配金階を接び基準価額が、受益者の「口当だりの個別元本と问額がまだは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。 口) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。 ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)に基づく米国税務報告義務 米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関(以下「FFI」といいます。)が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁(以下「内国歳入庁」といいます。)に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

あります。 FATCA上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI(以下「NPFFI」といいます。)に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 上記は2025年5月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変 更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧め します。

参考情報

ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	2.19%	内容	
①運用管理費用の比率	1.78%	ファンドの信託報酬	
②その他費用の比率	0.41%	法定書類作成等に要する費用、監査費用等	

[※]対象期間は2023年11月16日~2024年11月15日です。

5【運用状況】

【シュローダー・エマージング株式ファンド(1年決算型)】 以下の運用状況は2025年5月30日現在です。

[※]対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を対象期間の平均受益権口数に運用報告書作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた比率(年率)です。これらの値はかかる前提条件で算出した参考値であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

[※]詳細および最新の状況につきましては、ファンドの直近の運用報告書にてご確認ください。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	14,004,787,309	100.08
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		10,850,113	0.08
合計 (純資産総額)		13,993,937,196	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本		シュローダー・グローバル・エマー ジング株式マザーファンド	3,482,305,321	4.0344	14,049,012,588	4.0217	14,004,787,309	100.08

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)	
親投資信託受益証券	100.08	
合 計	100.08	

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

1. 市民住 ソルログ 1						
	‡R ₽.I	純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)		
期別		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第9計算期間末	(2015年11月16日)	4,889	4,889	0.9745	0.9745	
第10計算期間末	(2016年11月15日)	4,020	4,020	0.8898	0.8898	
第11計算期間末	(2017年11月15日)	5,935	5,935	1.2927	1.2927	
第12計算期間末	(2018年11月15日)	5,964	5,964	1.1337	1.1337	
第13計算期間末	(2019年11月15日)	6,647	6,647	1.2047	1.2047	
第14計算期間末	(2020年11月16日)	7,663	7,663	1.3774	1.3774	
第15計算期間末	(2021年11月15日)	7,964	7,964	1.6290	1.6290	
第16計算期間末	(2022年11月15日)	8,857	8,857	1.4352	1.4352	
第17計算期間末	(2023年11月15日)	11,664	11,664	1.5995	1.5995	
第18計算期間末	(2024年11月15日)	14,817	14,817	1.8850	1.8850	
	2024年 5月末日	13,967		1.8345		
	6月末日	14,971		1.9540		
	7月末日	14,064		1.8188		
	8月末日	13,749		1.7661		

9月末日	14,528	1.8533	
10月末日	15,027	1.9160	
11月末日	14,207	1.8069	
12月末日	14,977	1.8968	
2025年 1月末日	14,914	1.8811	
2月末日	15,699	1.8308	
3月末日	15,816	1.8420	
4月末日	14,357	1.7261	
5月末日	13,993	1.8593	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第9期	2014年11月18日~2015年11月16日	0.0000
第10期	2015年11月17日~2016年11月15日	0.0000
第11期	2016年11月16日~2017年11月15日	0.0000
第12期	2017年11月16日~2018年11月15日	0.0000
第13期	2018年11月16日~2019年11月15日	0.0000
第14期	2019年11月16日~2020年11月16日	0.0000
第15期	2020年11月17日~2021年11月15日	0.0000
第16期	2021年11月16日~2022年11月15日	0.0000
第17期	2022年11月16日~2023年11月15日	0.0000
第18期	2023年11月16日~2024年11月15日	0.0000
当中間期	2024年11月16日~2025年 5月15日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第9期	2014年11月18日~2015年11月16日	11.05
第10期	2015年11月17日~2016年11月15日	8.69
第11期	2016年11月16日~2017年11月15日	45.28
第12期	2017年11月16日~2018年11月15日	12.30
第13期	2018年11月16日~2019年11月15日	6.26
第14期	2019年11月16日~2020年11月16日	14.34
第15期	2020年11月17日~2021年11月15日	18.27
第16期	2021年11月16日~2022年11月15日	11.90
第17期	2022年11月16日~2023年11月15日	11.45
第18期	2023年11月16日~2024年11月15日	17.85
当中間期	2024年11月16日~2025年 5月15日	0.28

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第9期	2014年11月18日~2015年11月16日	1,900,259,124	1,612,217,591

		I	
第10期	2015年11月17日~2016年11月15日	1,140,106,550	1,639,030,544
第11期	2016年11月16日~2017年11月15日	1,631,300,111	1,557,266,147
第12期	2017年11月16日~2018年11月15日	2,060,528,856	1,391,309,751
第13期	2018年11月16日~2019年11月15日	1,602,660,949	1,345,750,510
第14期	2019年11月16日~2020年11月16日	1,436,595,193	1,391,275,256
第15期	2020年11月17日~2021年11月15日	1,303,992,108	1,978,442,010
第16期	2021年11月16日~2022年11月15日	1,696,244,181	413,297,693
第17期	2022年11月16日~2023年11月15日	2,354,810,545	1,233,839,728
第18期	2023年11月16日~2024年11月15日	1,253,988,179	685,812,883
当中間期	2024年11月16日~2025年 5月15日	1,111,057,367	612,620,417
第16期 第17期 第18期	2021年11月16日~2022年11月15日 2022年11月16日~2023年11月15日 2023年11月16日~2024年11月15日	1,696,244,181 2,354,810,545 1,253,988,179	413,: 1,233,: 685,:

(参考)

シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド

以下の運用状況は2025年 5月30日現在です。 ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	659,937,703	2.02
	メキシコ	679,245,387	2.08
	ブラジル	2,256,017,214	6.90
	ギリシャ	450,439,412	1.38
	ポルトガル	204,204,923	0.62
	イギリス	162,080,261	0.50
	ハンガリー	204,994,260	0.63
	ポーランド	548,980,908	1.68
	ロシア		
	バミューダ	227,123,217	0.69
	香港	293,733,440	0.90
	タイ	71,950,032	0.22
	インドネシア	451,150,567	1.38
	韓国	2,959,603,619	9.05
	台湾	5,999,244,057	18.35
	中国	8,869,730,518	27.14
	インド	4,965,597,793	15.19
	カタール	97,594,716	0.30
	南アフリカ	1,202,280,364	3.68
	アラブ首長国連邦	699,447,591	2.14
	サウジアラビア	312,210,312	0.96
	小計	31,315,566,294	95.81
投資証券	ルクセンブルク	584,196,299	1.79
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		785,631,486	2.40
合計(純資産総額)	•	32,685,394,079	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・ 地域	種類	盆柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	半導体・半 導体製造装 置	680,057	4,945.34	3,363,116,662	4,679.89	3,182,594,130	9.74
中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・ 娯楽	211,100	7,550.21	1,593,849,584	9,362.57	1,976,438,527	6.05
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	164,404	5,322.70	875,074,753	5,896.10	969,344,068	2.97
インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	234,443	2,931.32	687,229,096	3,276.74	768,211,100	2.35
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	225,693	2,155.24	486,423,259	2,476.05	558,827,153	3 1.71
中国	株式	NETEASE INC	メディア・ 娯楽	145,700	2,644.44	385,295,579	3,671.66	534,962,028	1.64
インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	154,000	2,662.40	410,010,216	3,168.12	487,890,480	1.49
中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	223,364	2,122.48	474,087,454	2,165.95	483,796,149	1.48
台湾	株式		半導体・半 導体製造装 置	79,000	5,976.90	472,175,574	6,097.89	481,733,784	1.47
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自 動車部品	61,500	6,975.82	429,013,532	7,446.04	457,931,460	1.40
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半 導体製造装 置	19,715	19,319.72	380,888,322	22,281.20	439,273,858	1.34
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	580,000	995.10	577,162,178	754.97	437,887,008	1.34
中国	株式	ZIJIN MINING GROUP CO LTD- H	素材	1,328,000	283.53	376,536,339	327.55	434,989,587	1.33
中国	株式	ME I TUAN-B	消費者サー ビス	165,000	3,088.27	509,564,979	2,569.43	423,956,610	1.30
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	銀行	443,066	771.14	341,667,333	953.85	422,622,093	1.29
韓国	株式	KIA CORPORATION	自動車・自 動車部品	40,519	9,782.17	396,364,078	9,795.31	396,896,571	1.21
メキシコ	株式	FOMENTO ECONOMICO MEX-SP ADR	食品・飲 料・タバコ	25,521	12,984.26	331,371,491	15,457.39	394,488,122	1.21
インド	株式	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	自動車・自 動車部品	72,290	4,768.38	344,706,262	5,115.30	369,785,037	1.13
台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	196,000	1,878.58	368,203,156	1,810.01	354,762,038	1.09
中国	株式	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	資本財	69,362	5,404.91	374,895,899	5,038.35	349,470,726	1.07
ルクセン ブルク	投資証券	SISF Global Emerging Markets Smaller Companies Class I Acc		9,971.31	32,505.98	324,127,281	34,139.05	340,411,112	1.04
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェ ア・サービ ス	57,057	6,944.65	396,241,066	5,946.77	339,304,856	1.04
インド	株式	AXIS BANK LTD	銀行	164,688	1,932.18	318,207,848	2,042.88	336,439,468	1.03

インド	株式	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	公益事業	671,561	532.78	357,799,146	498.26	334,618,699	1.02
台湾	株式	ACCTON TECHNOLOGY CORP	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器		2,937.83	270,280,432	3,605.50	331,706,184	1.01
韓国	株式	HANWHA AEROSPACE ORD	資本財	3,628	41,737.38	151,423,247	90,070.70	326,776,500	1.00
ブラジル	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	187,257	1,747.50	327,232,172	1,725.00	323,018,568	0.99
サウジア ラビア	株式	THE SAUDI NATIONAL BANK	銀行	234,003	1,275.38	298,444,267	1,334.21	312,210,312	0.96
アメリカ	株式	TENCENT MUSIC ENTERTAINM- ADR	メディア・ 娯楽	121,568	1,614.22	196,237,667	2,516.28	305,899,893	0.94
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	246,400	1,045.56	257,626,822	1,192.10	293,733,440	0.90

口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	2.61
		素材	3.33
		 資本財	5.13
		運輸	0.35
		自動車・自動車部品	4.53
		耐久消費財・アパレル	1.19
		 消費者サービス	3.66
		メディア・娯楽	9.70
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.01
		生活必需品流通・小売り	1.77
		食品・飲料・タバコ	4.78
		ヘルスケア機器・サービス	0.69
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.87
			17.95
		金融サービス	2.23
		保険	4.43
		ソフトウェア・サービス	1.80
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.32
		電気通信サービス	1.49
		公益事業	1.76
		半導体・半導体製造装置	13.41
		不動産管理・開発	0.80
投資証券			1.79
合 計			97.60

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

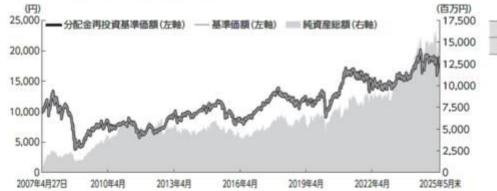
参考情報

運用実績

2025年5月末現在

■ 基準価額・純資産の推移

■設定来の基準価額および純資産総額の推移



基準価額 18,593円 純資産総額 13,994百万円

- ※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
- ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
- ※設定日:2007年4月27日

■ 分配の推移 |

■分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

■ 主要な資産の状況

■組入上位国/地域

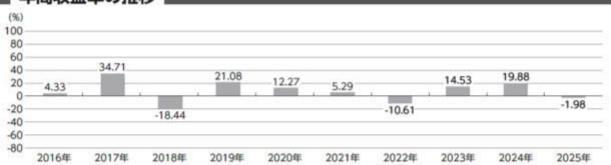
■組入上位銘柄

順位	国/地域	投資比率(%)
1	中国	28.07
2	台湾	18.35
3	インド	15.19
4	韓田	9.05
5	ブラジル	6.90
6	南アフリカ	3.68
7	アラブ首長国連邦	2.14
8	メキシコ	2.08
9	ルクセンブルグ	1.79
10	ポーランド	1.68

順位	銘柄	国/地域	業種	投資比率(%)
1	台湾セミコンダクター	台湾	情報技術	9.74
2	テンセント・ホールディングス	中国	コミュニケーション・サービス	6.05
3	サムスン電子	印度国	情報技術	2.97
4	HDFC銀行	インド	金融	2.35
5	ICICI銀行	インド	金融	1.71
6	ネットイーズ	中国	コミュニケーション・サービス	1.64
7	パーティ・エアテル	インド	コミュニケーション・サービス	1.49
8	アリババ・グループ・ホールディング	中国	一般消費財・サービス	1.48
9	メディアテック	台湾	情報技術	1.47
10	BYD	中国	一般消費財・サービス	1.40

- ※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。
- ※国/地域、業種につきましては委託会社の分類に基づいて表記しております。

■ 年間収益率の推移



- ※2025年は1月から5月末までの騰落率です。
- ※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1)申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

販売会社所定の万法によって、く分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>とく分配金受取 収益分配金の受取方法によって、く分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>とく分配金受取 リコース(一般コース)>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。 く分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)> 収益分配金を自動的に再投資するコースです。 く分配金受取りコース(一般コース)> 収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

販売会社の営業日に受け付けます。

(4)取扱時間

原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。なお、上記時刻を過ぎ た場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取扱時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5)取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は 行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・国内の休業日

- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- (6) 电込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7)申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (8)申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受けを即り消すことができます。

「「は流動性の極端な減少等)があるときでは、取得の申込みの受付を取りずること、および既に受け付た取得の申込みの受付を取り消すことができます。

(10) 米国人投資家に適用ある制限
ファンドは、1940年米国投資会社法(改正済)(以下「投資会社法」といいます。)に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法(改正済)を近下す、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年エ証券法に基づき録されての一方で、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年正式券法および当該州の証券法またます。ファンドの受益証券は、4933年米国証券登録されている受益証券は、1933年正式券法および当該州の証券法またはよるで、かかる受益証券は、1933年正式券法および当該州の証券法またはよるで、の受益証券は、1933年により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、はの表しために、のまして、直接・間もを問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、米国人が指的を問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレデューション8のルール902または1986年内国歳入法(改正済)(以下「歳入法」というに定められた定義のとかできません。かかる目的において、米国人とは、特に、米国に居住する会社まが、国人ではい投資家については、(i)米国または米国のの法律に基づきである場合には、非社のでの源泉がある信託(当該を有し、横に、米国に居住する会社またはバートナーシップ((ii)(a)受託者が活り入ではい情託の関立第るのは信託を対象とは、1933年証券法に基づくレデューの主またはでのいて単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関する多よのとの書を除く。)を含むものとして正義されています。または、当該財団の資産について単独または共和の所得に課さる米国の課税執続日のまたは「智財人の場合を除く。)を含むものとして定義されています。またな、当該財団の第産について単独または実置の大が国家が対象となる場合を除く。)を含むものとして定義されていま、まては、1933年証券法に基づき受録されていない。第37年証券と自然人が当該財団の資産について単独または管政人である財団(米国商品先ので、1933年証券法を対象します。(3)当該財団が対象となるとは、1933年証券法を表します。(3)当該財団がよる財団がよる場合のといて実団人により設立されたより設立されたまりままには、1933年証券法に基づき設立された。1933年証券法に基づき対立されたが、1935年証券法とは、1933年証券法とは、1933年証券法といの課的ではます。ことで記録といます。1933年証券法とは、1933年記録が、1933年証券法とは、1933年記録をは、1933年記録をは、1933年記録をは、1933年証券法とは、1933年証券法とは、1933年記録をは、1933年記録をは、1933年記録をは、1933年記録をは、1933年記録

日夕の地位について無我がある場合には、日うの立殿プーバークーをたることをお勧めします。 (11)インド人投資家に適用ある制限 本書は、2013年インド会社法の規定に基づく目論見書または目論見書に代わる書面ではなく、同法の下で目論見書または目論見書に代わる書面として登録されておらず、登録される予定もありません。本

有価証券届出書(内国投資信託書に記載された情報は、いかなるインド居住者もしくは当該申込みまたは勧誘が認められていない他の法域の居住者による、または当該申込みまたは勧誘を行うことが違法である者に対して、有価証券または受益証券の取引また購入を行うための申込みまたは勧誘を構成するものではなく、かつそのような申込みまたは勧誘に使用されることもありません。2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則(以下「SEBI規則」といいます。)に基づく外国ポートフォリオ投資家としてインドの有価証券に資産の50%以上を投資する可能性のあるファンドの目論見書はインド国内において、またはインド居住者に対して直接的または間接に交付されてはならず、またこのファンドの受益証券は、インド国内において、またはインド居住者に対してもしくはその計算において、直接的もしくは間接的に勧誘され、または販売されてはなりません。インドの規制当局は、本書の正確性を確認しておらず、またその妥当性を判断していません。SEBI規則に基づく外国ポートフォリオ投資家に該当するファンドの受益証券の申込みは、次の者が申込みを行ったり、次の者によって保有される場合、委託会社の承認を受ける必要があります。(a)インド居住者、(b)インド非居住者、(c)在外インド国民、(d) (a)から(c)までのいずれかの者である場合、スプラストをは、または(a) 実際的販売者。が(a) から(c)までのいずれかの者である場合、スプラストをは、または(a) 実際的販売者。から(c)までのいずれかの者である場合。このことは、カース・ファストをは、カー

よって支配される者、または(e)実質的所有者 * が(a)から(c)までのいずれかの者である場合。このことは、現在(a)から(e)のいずれかに該当する者のみならず、将来的に(a)から(e)のいずれかに該当するよ うになる者すべてに適用されます

民カード保有者として登録されている、インド国外に居住する個人をいいます。
*実質的所有者は、以下に掲げるものをいいます。
(i)受益証券の申込みをしようとする者が、会社、自然人(単独もしくは共同)または法人(単独もしく

- は複数)を通じて
 - すなわち会社の株式、資本、もしくは利益の10%を超える所有権もしくは請求権を (a)支配的所有権、 有する者、または
 - (b)その他の手段を通じて支配権を行使する者(すなわち、株式保有権、経営権、株主間契約、議決権契約、もしくはその他の方法によるものを直接的もしくは間接的に含む、取締役会の過半数を任命する権利もしくは単独もしくは共同で行動する個人もしくは複数の個人が行使できる経営もしくは 方針決定を統制する権利を含みます。
- (ii) 受益証券の申込みをしようとする者が組合である場合、単独もしくは共同で、または、単独もしくは複数の法人を通じて、組合の持分または利益の10%以上の所有権または請求権を有し、他の手段 は複数の法人を埋して、組合の行力または利益の10%以上の所有権よたは間が権で行し、他の子校を通じて支配権(経営または政策決定を支配する権利を含みます。)を行使する自然人。組合が無限責任組合員(GP)/有限責任組合(LLP)構造を有する場合、実質的所有者の特定は、所有権または請求権の基準、および支配権の基準で行われます。

 (iii)受益証券の申込みをしようとする者が法人格のない社団または人的結合体である場合、単独もしくは共同で、または、単独もしくは複数の法人を通じて、当該社団もしくは人的結合体の資産、資本もしくは利益の15%以上の所有権または請求権を有する自然人

- (iv)(i)、(ii)、または(iii)のいずれにも自然人が特定されない場合、受益証券の申込みをしようとする者の上級管理職の地位にある関係する自然人
 (v)受益証券の申込みをしようとする者が信託である場合、信託の設立者、受託者、信託に対して10%以上の持分を有する受益者、および支配権または所有権の連鎖を通じて信託を最終的に実質的に支配するその他の自然人自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。 他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取扱時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行な いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・国内の休業日

- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

(4)解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約 には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

(5)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額) を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号:03-5293-1323

受付時間:午前9時~午後5時まで(土、日、祝日は除きます)

ホームページアドレス:http://www.schroders.co.jp/

(6) 手取額

子収録 1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 _詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

(8)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。(9)受付の中止および取消

- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他や 安託云社は、
 ・ 本間向中収りがすにのいる収りの停止、外国局質収りの停止、次済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回で 解制請求の支付が中正された場合には、支流省は当該支付中正以前に行なった当日の解制請求を撤回し きます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基 準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約 請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

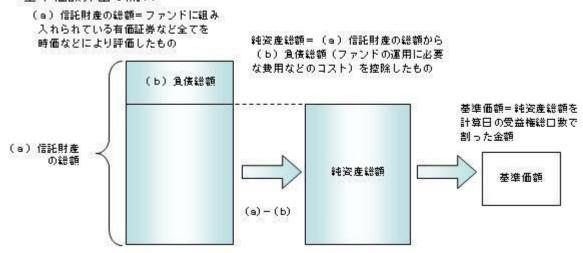
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を評価して得た信託財 産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額を いいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま す
 - マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

外国株式

基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場(店頭登録銘 柄は海外店頭市場の最終相場または最終買気配相場)で評価します。

・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則と してわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。為替予約取引の評価については、 原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号:03-5293-1323

受付時間:午前9時~午後5時まで(土、日、祝日は除きます) ホームページアドレス:http://www.schroders.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2007年4月27日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了 させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年11月16日から翌年の11月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

- 信託の終了(繰上償還) 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること
 - イ)受益者の解約により受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるときハ)やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
 4) 委員と位置されます。
- し繰上償還させます。
 - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその

 - イ) 信託財産の状態に思らし、真にでもを得ない事情が主じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の状況を辞げ、た場合またはその任務に満与するなど、
- 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき 5)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。 ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

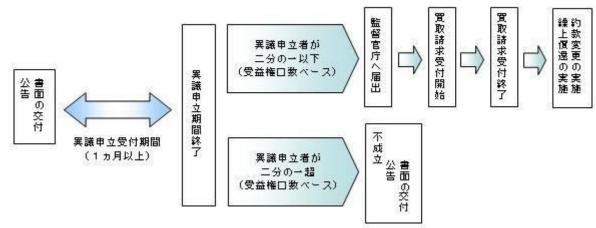
信託約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合
- は、原則として公告を行ないません。 3)この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申 立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告 し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原 則として公告を行ないません。
- 3)なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買
- 状況などを記載した運用報告書を作成します。
 ・交付運用報告書は原則として、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
 ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス:http://www.schroders.co.jp/

関係法人との契約について

- 関係法人との契約について ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。 ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができませ ます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1)収益分配金・償還金受領権 ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有
 - します。ただし、 受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年 間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2)解約請求権
 - 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができま
- 9。 (3)帳簿閲覧権
 - 受益者は、委託会による。 委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。 (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2023年11月16日から2024年11月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【シュローダー・エマージング株式ファンド(1年決算型)】

(1)【貸借対照表】

		<u>(単位:円)</u>
	第17期 (2023年11月15日現在)	第18期 (2024年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,782,959,749	14,950,176,316
未収入金	16,837,479	13,841,110
流動資産合計	11,799,797,228	14,964,017,426
資産合計	11,799,797,228	14,964,017,426
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,837,479	13,841,110
未払受託者報酬	4,904,349	5,408,379
未払委託者報酬	110,347,806	124,074,489
その他未払費用	2,857,549	2,886,748
流動負債合計	134,947,183	146,210,726
負債合計	134,947,183	146,210,726
純資産の部		
元本等		
元本	7,292,907,677	7,861,082,973
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,371,942,368	6,956,723,727
(分配準備積立金)	1,846,101,300	3,736,343,504
元本等合計	11,664,850,045	14,817,806,700
純資産合計	11,664,850,045	14,817,806,700
負債純資産合計	11,799,797,228	14,964,017,426

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【识皿及0利尔亚们并自1		(24 / 1
	第17期 (自 2022年11月16日 至 2023年11月15日)	(単位:円) 第18期 (自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,401,013,411	2,398,158,193
その他収益	6,402	-
営業収益合計	1,401,019,813	2,398,158,193
受託者報酬	8,840,418	10,641,605
委託者報酬	198,909,121	242,116,791
その他費用	5,317,467	5,676,151
営業費用合計	213,067,006	258,434,547
営業利益又は営業損失()	1,187,952,807	2,139,723,646
経常利益又は経常損失()	1,187,952,807	2,139,723,646
当期純利益又は当期純損失()	1,187,952,807	2,139,723,646
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	65,841,144	90,896,306
期首剰余金又は期首欠損金()	2,686,036,119	4,371,942,368
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,098,260,866	950,119,363
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,098,260,866	950,119,363
剰余金減少額又は欠損金増加額	534,466,280	414,165,344
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	534,466,280	414,165,344
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	4,371,942,368	6,956,723,727

(3)【注記表】

<u>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</u>

有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第17期(2023年11月15日現在)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼす リスクは識別していないため、注記を省略しております。

第18期(2024年11月15日現在)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼす リスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第17期	第18期
		[2023年11月15日現在]	[2024年11月15日現在]
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	6,171,936,860円	7,292,907,677円
	期中追加設定元本額	2,354,810,545円	1,253,988,179円
	期中解約元本額	1,233,839,728円	685,812,883円
2 .	受益権の総数	7,292,907,677口	7,861,082,973□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<u>(摂益及ひ剰余金計算書に</u>	. 関する汪記)		
	第17期	第18期	
	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	自 2023年11月16日 至 2024年11月15日	
	(191,170,113円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(84,931,265円)、信託約款に規定される収益調整金(6,196,698,525円)及び分配準備積立金(1,569,999,922円)より、分配対象収益は8,042,799,825円(1万口当たり11,028.23円)	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (304,715,860円)、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益(1,744,111,480 円)、信託約款に規定される収益調整金 (6,988,146,535円)及び分配準備積立金 (1,687,516,164円)より、分配対象収益は 10,724,490,039円(1万口当たり13,642.48 円)でありますが、分配を行っておりませ	
係る権限の全部又は一部	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料 を除いた額より、運用権限委託契約に定めら れた報酬額を支払っております。	ん。 同左	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

THE STATE OF THE S	第17期 自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	第18期 自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
1.金融商品に対する取組方針		同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ない。 当ない。 当ない。 当ない。 はいかでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点をこプロセスを導入しています。さいが、これら運用プロセスから独立した部門がでは用制限・ガイドラインの遵守状況をきかたファンドの運用状況について随時るめたファングを行い、運用に対するに対しており、これらの体制によりファンド運用に関するリクを管理しています。	同左

	第17期	第18期
	[2023年11月15日現在]	[2024年11月15日現在]
	べて時価で評価しているため、貸借対照	同左
	表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
		同左
	注記」に記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の 金融商品	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品
	短期間で決済されるため、帳簿価額は 時価と近似していることから、当該帳簿 価額を時価としております。	同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補 足説明		同左

(有価証券に関する注記)

第17期(2023年11月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券		1,353,800,261円
合計		1,353,800,261円

第18期(2024年11月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	2,318,923,660円	
合計	2,318,923,660円	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

<u>(「ロコにり旧拟にぼりる注記)</u>		
	第17期	第18期
	[2023年11月15日現在]	[2024年11月15日現在]
1口当たり純資産額	1.5995円	1.8850円
(1万口当たり純資産額)	(15.995円)	(18 850円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
	シュローダー・グローバル・エマージング株式 マザーファンド	3,699,622,944	14,950,176,316	
	合計	3,699,622,944	14,950,176,316	

注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

当ファンドは「シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。 なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド」の状況なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円) (2023年11月15日現在) (2024年11月15日現在) 資産の部 流動資産 預金 383,525,207 478,254,577 426,440,761 金銭信託 コール・ローン 451,706,664 株式 23,208,600,583 29,978,391,375 投資証券 304,678,779 632,412,898 派生商品評価勘定 33,936 283,255 未収入金 128,772,181 228,607,878 未収配当金 11.391.527 33.802.888 未収利息 1,361 前払金 177,502 31,803,460,896 流動資産合計 24,463,620,476 資産合計 24,463,620,476 31,803,460,896 負債の部 流動負債 派生商品評価勘定 369,826 未払金 17,110,903 293,669,829 未払解約金 126,672,226 187,641,830 その他未払費用 18,251 流動負債合計 143,801,380 481,681,485 負債合計 143,801,380 481,681,485 純資産の部 元本等 7,220,156,658 7,751,048,998 元本 剰余金 17,099,662,438 剰余金又は欠損金() 23,570,730,413 元本等合計 24,319,819,096 31,321,779,411 31,321,779,411 純資産合計 24,319,819,096 負債純資産合計 24,463,620,476 31,803,460,896

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1	. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
		は、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないも
		のについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。但し、ロシア株式(DR(預託証書)を含みま
		市場に基プいて計画してのりより。但し、ログア株式(しゃて頂託証書)を含める す。)の評価については、社会環境・市場環境を受けて2022年3月4日付で評価額を
		ゼロとしており、期末日時点においても当該取り扱いを継続しております。
2	. デリバティブ等の評価基準及び評価	為替予約取引

方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相 場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している ものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しておりま す。
4.その他財務諸表作成のための基礎と なる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第 133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用 しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通 貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純 資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替 相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相 当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為 替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2023年11月15日現在

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼす リスクは識別していないため、注記を省略しております。

2024年11月15日現在 当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼす リスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		[2023年11月15日現在]	[2024年11月15日現在]
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	6,630,114,797円	7,220,156,658円
	期中追加設定元本額	1,546,897,707円	1,470,154,911円
	期中解約元本額	956,855,846円	939,262,571円
	元本の内訳		
	ファンド名		
	シュローダー・エマージング株式ファンド(3ヵ月決算	85,349,503円	74,056,821円
	型) シュローダー・エマージング株式ファンド(1 年決算	3,498,191,892円	3,699,622,944円
	型)	, , ,	, , , ,
	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンド F (適格機関投資家専用)	3,636,615,263円	3,977,369,233円
	計	7,220,156,658円	7,751,048,998円
2 .	受益権の総数	7,220,156,658□	7,751,048,998□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

<u> 玉融冏品の状況に関する事項</u>		
	自 2022年11月16日 至 2023年11月15日	自 2023年11月16日 至 2024年11月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当は、	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制		同左

金融商品の時価等に関する事項

<u> </u>		
	[2023年11月15日現在]	[2024年11月15日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左
	金融商品	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の 金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引に関する契約部おける名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(2023年11月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,363,023,673円
投資証券	18,830,700円
合計	1,381,854,373円

(2024年11月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,673,941,128円
投資証券	70,073,118円
合計	3,744,014,246円

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項 通貨関連

(2023年11月15日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外 の取引	為替予約取引		70112		
0740	買建	2,275,391	-	2,309,327	33,936
	米ドル	2,275,391	-	2,309,327	33,936
	売建	2,275,391	-	2,275,391	o
	インドネシアルピ ア	2,275,391	-	2,275,391	0
	<u>合計</u>	4,550,782	-	4,584,718	33,936

(2024年11月15日現在)

(単位:円)

					分曲山音 () 四次貝信式:
区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外	為替予約取引				
の取引	買建	86,485,248	-	86,711,949	226,701
	米ドル	41,606,920	-	41,687,603	80,683
	ブラジルレアル	8,167,025	-	8,220,464	53,439
	ユーロ	10,672,434	-	10,712,921	40,487
	韓国ウォン	16,037,608	-	16,071,850	34,242
	南アフリカランド	10,001,261	-	10,019,111	17,850
	売建	86,485,248	-	86,798,520	313,272
	米ドル	44,878,328	-	45,058,552	180,224
	香港ドル	21,446,304	-	21,579,352	133,048
	韓国ウォン	20,160,616	-	20,160,616	0
	合計	172,970,496	-	173,510,469	86,571

(注)時価の算定方法

1. 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の 方法によって評価しております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・開示対象ファンドの計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日 に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2.開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3.換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 4.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

<u> </u>		
	[2023年11月15日現在]	[2024年11月15日現在]
1口当たり純資産額	3.3683円	4.0410円
(1万口当たり純資産額)	(33,683円)	(40,410円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通 貨	銘 柄	1/1 →} %/	評価額		
		株式数	単価	金額	備考
米ドル	PETROLEO BRASILEIRO S.AADR	160,688	13.990	2,248,025.12	
	ROSNEFT OIL CO PJSC	119,410	0.000	0.00	
	CEMEX SAB-SPONS ADR PART CER	143,164	5.330	763,064.12	
	POLYUS PJSC	1,118	0.000	0.00	
	VALE SA-SP ADR	72,005	9.830	707,809.15	
	MAKEMYTRIP LTD	11,249	103.030	1,158,984.47	
	TRIP.COM GROUP LTD-ADR	52,788	59.930	3,163,584.84	
	KANZHUN ADR REP 2 ORD	67,002	13.490	903,856.98	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	123,230	10.810	1,332,116.30	

_				14世分由山青(内国技)	·只口
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	6,478	90.580	586,777.24	
	MERCADOLIBRE INC	663	1,876.200	1,243,920.60	
	PDD HOLDINGS INC	7,302	112.330	820,233.66	
	FOMENTO ECONOMICO MEX-SP ADR	25,059	91.160	2,284,378.44	
	CREDICORP LTD	7,524	188.560	1,418,725.44	
	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	368,390	5.910	2,177,184.90	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	77,309	15.190	1,174,323.71	
	GLOBANT SA	4,169	228.790	953,825.51	
	米ドル 小計	1,247,548		20,936,810.48 (3,283,729,355)	
メキシコペソ	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	32,187	371.180	11,947,170.66	
	WALMART DE MEXICO-SER V	364,788	55.040	20,077,931.52	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	219,417	143.780	31,547,776.26	
		616,392		63,572,878.44	
	メキシコペソ 小計	0.0,002		(486,758,458)	
 ブラジルレアル	UL PRIO SA	159,313	39.700	6,324,726.10	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	SUZANO S.A.	95,743	60.550	5,797,238.65	
	EMBRAER SA	51,524	55.420	2,855,460.08	
	WEG SA	112,089	54.350	6,092,037.15	
	LOJAS RENNER S.A.	198,240	16.490	3,268,977.60	
	RAIA DROGASIL SA	193,148	25.430	4,911,753.64	
	BANCO BRADESCO SA-PREF				
		369,217	13.530	4,995,506.01	
	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	183,956	34.150	6,282,097.40	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	99,588	35.680	3,553,299.84	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	141,105	32.670	4,609,900.35	
	ブラジルレアル 小計	1,603,923		48,690,996.82 (1,316,497,433)	
ユーロ	JERONIMO MARTINS	44,012	18.210	801,458.52	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HLDS SA	326,121	1.971	642,947.55	
		370,133		1,444,406.07	
	ユーロ 小計			(238,500,330)	
英ポンド	ANTOFAGASTA PLC	44,749	16.360	732,093.64	
	· 보다., [* 마구.	44,749		732,093.64	
	英ポンド 小計			(145,401,117)	
ハンガリーフ: リント	OTP BANK PLC	21,592	20,800.000	449,113,600.00	
	ハンガリーフォリント 小計	21,592		449,113,600.00	
ポーランドズI	II ORI EN SA	71 200	53 100	(182,475,304)	
ホーラフトスI チ		71,209	53.100	3,781,197.90	
	BANK PEKAO SA	24,068	147.600	3,552,436.80	
	PKO BANK POLSKI SA	77,685	59.120	4,592,737.20	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	80,604	41.570	3,350,708.28	ĺ

1	ポーランドズロチ 小計		1	頁伽証券届出書(内国投) │ /502_444_024↓│	貧信語
 香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2 729 000	4.190	(583,411,831)	
省化トル		2,738,000		11,472,220.00	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	126,300	56.800	7,173,840.00	
	MEITUAN-B	258,100	169.300	43,696,330.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	241,500	403.400	97,421,100.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	385,564	87.950	33,910,353.80	
	TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	148,000	49.400	7,311,200.00	
	INNOVENT BIOLOGICS INC	253,000	37.700	9,538,100.00	
	AIA GROUP LTD	329,000	57.850	19,032,650.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	372,800	24.850	9,264,080.00	
	PICC PROPERTY & CASUALTY-H	964,000	12.060	11,625,840.00	
	LENOVO GROUP LTD	744,000	9.340	6,948,960.00	
	香港ドル 小計	6,560,264		257,394,673.80 (5,186,502,677)	
マレーシアリ ギット	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	516,000	8.200	4,231,200.00	
	マレーシアリンギット 小計	516,000		4,231,200.00 (147,727,270)	
タイバーツ	KASIKORNBANK PCL-NVDR	182,000	146.000	26,572,000.00	
	タイバーツ 小計	182,000		26,572,000.00 (119,308,280)	
 インドネシア	JL BANK CENTRAL ASIA PT	2,979,300	10,100.000		
イフトネッテル ピア	BANK MANDIRI TBK	712,600	6,375.000	4,542,825,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	3,010,800	2,530.000		
	インドネシアルピア 小計	6,702,700		42,251,079,000.00 (418,285,682)	
韓国ウォン	HANWHA AEROSPACE ORD	4,543	403,500.000	1,833,100,500.00	
	KIA CORPORATION	24,694	92,500.000	2,284,195,000.00	
	LG ELECTRONICS INC	11,193	89,700.000	1,004,012,100.00	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,889	957,000.000	1,807,773,000.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	33,778	89,900.000	3,036,642,200.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	3,912	335,500.000	1,312,476,000.00	
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	6,067	106,400.000	645,528,800.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	180,641	49,900.000	9,013,985,900.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	669	264,500.000	176,950,500.00	
	SK HYNIX INC	14,703	173,000.000	2,543,619,000.00	
	韓国ウォン 小計	282,089		23,658,283,000.00	
				(2,640,264,382)	
台湾ドル	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	335,000	86.000	28,810,000.00	
	CTBC FINANCIAL HOLDING	1,113,000	36.650	40,791,450.00	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	737,502	66.200	48,822,632.40	
	ACCTON TECHNOLOGY CORP	84,000	594.000	49,896,000.00	
	DELTA ELECTRONICS INC	200,000	389.000	77,800,000.00	

			_		
	E INK HOLDINGS INC	223,000	275.000	61,325,000.00)
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	682,000	211.500	144,243,000.00)
	ASE TECHNOLOGY HOLDINGS CO	347,513	154.000	53,517,002.00)
	MEDIATEK INC	100,000	1,235.000	123,500,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	610,057	1,035.000	631,408,995.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	952,000	45.000	42,840,000.00	
	台湾ドル 小計	5,384,072		1,302,954,079.40	
	DELLANCE INDUCTRIES LTD	404 000	4 007 000	(6,273,984,483)	<u> </u>
インドルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	191,388	1,267.600	242,603,428.80	-
	ASHOK LEYLAND LTD	342,845	217.570	74,592,786.65	-
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	73,007	2,807.200	204,945,250.40	-
	TATA MOTORS LTD	137,789	774.300	106,690,022.70	-
	TATA CONSUMER PRODUCTS ORD	47,970	925.000	44,372,250.00	-
	VARUN BEVERAGES ORD	1,470	575.650	846,205.50	_
	SUN PHARMACEUTICAL INDUS	65,552	1,768.200	115,909,046.40	
	AXIS BANK LTD	234,658	1,140.700	267,674,380.60	,
	HDFC BANK LTD	139,569	1,692.750	236,255,424.75	j
	ICICI BANK LTD	218,187	1,256.950	274,250,149.65	;
	PB FINTECH LTD	66,807	1,724.500	115,208,671.50)
	COFORGE ORD	12,270	8,074.000	99,067,980.00	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	63,460	1,858.950	117,968,967.00	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	69,955	4,145.900	290,026,434.50	
	BHARTI AIRTEL LTD	143,675	1,550.500	222,768,087.50	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	480,144	312.100	149,852,942.40	
	インドルピー 小計	2,288,746		2,563,032,028.35 (4,792,869,893)	
+ <i>A</i> - 7	QATAR NATIONAL BANK	240, 972	17.050	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	-
カタールリアル	QATAR NATIONAL BANK	219,872	17.050	3,748,817.60	1
	カタールリアル 小計	219,872		3,748,817.60 (161,536,550)	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	12,237	628.100	7,686,059.70	
۴	GOLD FIELDS LTD	73,062	244.270	17,846,854.74	
	BIDVEST GROUP LTD	59,562	279.980	16,676,168.76	;
	BID CORP LTD	39,383	458.830	18,070,101.89	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	59,340	307.140	18,225,687.60	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	48,931	171.750	8,403,899.25	
	ABSA GROUP LTD	156,287	166.420	26,009,282.54	\vdash
	FIRSTRAND LTD	169,690	76.650	13,006,738.50	
		618,492		125,924,792.98	-
	南アフリカランド 小計			(1,079,175,475)	
 U A E ディルハ	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	221,812	13.280	2,945,663.36	-
لم ا	EMAAR PROPERTIES PJSC	585,211	9.360	5,477,574.96	-
				, ,=	₩

	UAEディルハム 小計		1	月伽証券届出書(内国投 (360,261,902)	
	SATELLITE CHEMICAL CO LTD-A	460,079	18.940	8,713,896.26	
元	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	87,762	275.000	24,134,550.00	
	NARI TECHNOLOGY CO LTD-A	506,532	26.420	13,382,575.44	
	SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD-A	213,000	18.500	3,940,500.00	
	SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A	156,660	59.700	9,352,602.00	
	SIEYUAN ELECTRIC CO LTD-A	82,000	79.100	6,486,200.00	
	ZHEJIANG WEIXING NEW BUILD-A	328,400	13.970	4,587,748.00	
	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-A	217,600	57.250	12,457,600.00	
	MIDEA GROUP CO LTD-A	163,400	73.640	12,032,776.00	
	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	5,600	1,573.800	8,813,280.00	
	中国オフショア元 小計	2,221,033		103,901,727.70	
	中国カラクヨアル 小司			(2,246,386,523)	
サウジアラビア リヤル	THE SAUDI NATIONAL BANK	228,315	33.000	7,534,395.00	
	サウジアラビアリヤル 小計	228,315		7,534,395.00	
	サラシアンピアサヤル 小品			(315,314,430)	
		30,168,509		29,978,391,375	
				(29,978,391,375)	

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
		SISF FRONTIER MARKETS EQUITY I ACC	4,538.13	1,509,478.70	
		SISF Global Emerging Markets Smaller Companies Class I Acc	11,165.33	2,522,738.20	
米ドル 小計			15,703.46	4,032,216.90	
				(632,412,898)	
				632,412,898	
合計			(632,412,898)		

- 注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 - 2.合計欄の金額は円で表示しております。また()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 - 3.投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
 - 4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄	数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	17銘柄	83.9%		12.8%
	投資証券	2銘柄		16.1%	
メキシコペソ	株式	3銘柄	100.0%		1.6%
ブラジルレアル	株式	10銘柄	100.0%		4.3%
ユーロ	株式	2銘柄	100.0%		0.8%
英ポンド	株式	1銘柄	100.0%		0.5%
ハンガリーフォリント	株式	1銘柄	100.0%		0.6%
ポーランドズロチ	株式	4銘柄	100.0%		1.9%
香港ドル	株式	11銘柄	100.0%		16.9%

0.5%
0.4%
1.4%
8.6%
20.5%
15.7%
0.5%
3.5%
1.2%
7.3%
1.0%

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期中間計算期間(2024年11月16日から2025年5月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けて

【シュローダー・エマージング株式ファンド(1年決算型)】

(1)【中間貸借対照表】

		(単位:円)
	第18期 (2024年11月15日現在)	第19期中間計算期間末 (2025年 5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	14,950,176,316	15,936,933,009
未収入金	13,841,110	14,358,037
流動資産合計	14,964,017,426	15,951,291,046
資産合計	14,964,017,426	15,951,291,046
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,841,110	14,358,037
未払受託者報酬	5,408,379	5,529,226
未払委託者報酬	124,074,489	126,846,882
その他未払費用	2,886,748	2,968,844
流動負債合計	146,210,726	149,702,989
負債合計	146,210,726	149,702,989
純資産の部		
元本等		
元本	7,861,082,973	8,359,519,923
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	6,956,723,727	7,442,068,134
(分配準備積立金)	3,736,343,504	3,473,703,231
元本等合計	14,817,806,700	15,801,588,057
純資産合計	14,817,806,700	15,801,588,057
負債純資産合計	14,964,017,426	15,951,291,046

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(2) 【中间原血及6系水亚们并自1		(単位:円)
	第18期中間計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年 5月15日)	第19期中間計算期間 (自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	2,148,799,568	151,043,472
営業収益合計	2,148,799,568	151,043,472
三 三 三 三 二 三 二 三 二		
受託者報酬	5,233,226	5,529,226
委託者報酬	118,042,302	126,846,882
その他費用	2,789,403	2,968,844
営業費用合計	126,064,931	135,344,952
 営業利益又は営業損失()	2,022,734,637	15,698,520
経常利益又は経常損失()	2,022,734,637	15,698,520
中間純利益又は中間純損失()	2,022,734,637	15,698,520
ー部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	20,902,098	37,460,033
期首剰余金又は期首欠損金()	4,371,942,368	6,956,723,727
剰余金増加額又は欠損金減少額	487,906,871	971,423,110
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	487,906,871	971,423,110
剰余金減少額又は欠損金増加額	240,542,138	539,237,256
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	240,542,138	539,237,256
分配金	<u>-</u>	-
中間剰余金又は中間欠損金()	6,621,139,640	7,442,068,134

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対昭表に関する注記)

-				
		第18期 [2024年11月15日現在]	第19期中間計算期間末 [2025年 5月15日現在]	
1.	投資信託財産に係る元本の状況			
	期首元本額	7,292,907,677円	7,861,082,973円	
	期中追加設定元本額	1,253,988,179円	1,111,057,367円	
	期中解約元本額	685,812,883円	612,620,417円	
2 .	受益権の総数	7,861,082,973口	8,359,519,923□	

(中間捐益及び剰全全計算書に関する注記)

(一) 可見皿及り利水並可弁目に対する注心 /				
第18期中間計算期間 自 2023年11月16日 至 2024年 5月15日	第19期中間計算期間 自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日			
委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料 を除いた額より、運用権限委託契約に定めら れた報酬額を支払っております。	同左			

(金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

<u> </u>	77 4 0 HD	₩40HD+199+199+
	第18期 [2024年11月15日現在]	第19期中間計算期間末 [2025年 5月15日現在]
	べて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	「重要な会計方針に係る事項に関する 注記」に記載しております。	同左
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の 金融商品	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の 金融商品
	短期間で決済されるため、帳簿価額は 時価と近似していることから、当該帳簿 価額を時価としております。	同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第18期 [2024年11月15日現在]	第19期中間計算期間末 [2025年 5月15日現在]	
1口当たり純資産額	1.8850円	1.8903円	
(1万口当たり純資産額)	(18,850円)	(18,903円)	

当ファンドは「シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券で す。 なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	 (2024年11月15日現在)	(2025年 5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	478,254,577	623,637,055
コール・ローン	451,706,664	475,760,329
株式	29,978,391,375	33,377,352,963
投資証券	632,412,898	587,601,501
派生商品評価勘定	283,255	562,088
未収入金	228,607,878	107,651,481
未収配当金	33,802,888	33,808,685
未収利息	1,361	4,562
流動資産合計	31,803,460,896	35,206,378,664
資産合計	31,803,460,896	35,206,378,664
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	369,826	461,975
未払金	293,669,829	216,467,243
未払解約金	187,641,830	15,486,223
流動負債合計	481,681,485	232,415,441
負債合計	481,681,485	232,415,441
純資産の部		
元本等		
元本	7,751,048,998	8,557,457,193
剰余金		
剰余金又は欠損金()	23,570,730,413	26,416,506,030
元本等合計	31,321,779,411	34,973,963,223
純資産合計	31,321,779,411	34,973,963,223
負債純資産合計	31,803,460,896	35,206,378,664
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里女な女司刀割にぶる事項に関す	る江心 /
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないも
	のについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配
	相場に基づいて評価しております。但し、ロシア株式(DR(預託証書)を含みま
	す。)の評価については、社会環境・市場環境を受けて2022年3月4日付で評価額を
4	ゼロとしており、期末日時点においても当該取り扱いを継続しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価	In a second of the second of t
方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相
	場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している
	ものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しておりま
	<u> </u>
4.その他財務諸表作成のための基礎と	外貨建取引等の処理基準
なる事項	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第
	133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用
	しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通
	貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純
	資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替
	相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相
	当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差による計画が理なが思しております。
	替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	7,220,156,658円	7,751,048,998円
期中追加設定元本額	1,470,154,911円	1,294,880,109円
期中解約元本額	939,262,571円	488,471,914円

	元本の内訳		
	ファンド名 シュローダー・エマージング株式ファンド(3ヵ月決算 型)	74,056,821円	69,195,291円
	ェ / シュローダー・エマージング株式ファンド(1年決算 型)	3,699,622,944円	3,899,420,849円
	ェ / シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンド F (適格機関投資家専用)	3,977,369,233円	4,588,841,053円
	計	7,751,048,998円	8,557,457,193円
2 .	受益権の総数	7,751,048,998口	8,557,457,193口

(金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

<u> </u>		
	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	注記」に記載しております。	(1)有価証券 同左
	に記載しております。	(2)デリバティブ取引 同左
	金融商品	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の 金融商品
	短期間で決済されるため、帳簿価額は 時価と近似していることから、当該帳簿 価額を時価としております。	同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左
	また、デリバティブ取引に関する契約額 等は、あくまでもデリバティブ取引にお ける名目的な契約額または計算上の想定 元本であり、当該金額自体がデリバティ	
	プ取引のリスクの大きさを示すものでは <u>ありません。</u>	

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2024年11月15日現在)

(単位:円)

	4.5.米西	主刀 4 力 安石 气气		0.4./邢	評価損益	
区分	種類	契約額等 ——	うち1年超	時価	計画視面	
市場取引以外	為替予約取引					
の取引	買建	86,485,248	-	86,711,949	226,701	
	米ドル	41,606,920	-	41,687,603	80,683	
	ブラジルレアル	8,167,025	-	8,220,464	53,439	
	ユーロ	10,672,434	-	10,712,921	40,487	
	韓国ウォン	16,037,608	-	16,071,850	34,242	
	南アフリカランド	10,001,261	-	10,019,111	17,850	
	売建	86,485,248	-	86,798,520	313,272	
	米ドル	44,878,328	-	45,058,552	180,224	
	香港ドル	21,446,304	-	21,579,352	133,048	
	韓国ウォン	20,160,616	-	20,160,616	0	
	合計	172,970,496	-	173,510,469	86,571	

(2025年 5月15日現在)

(単位:円)

区八	種類	±刀 4九 京百 竺		時価	評価損益
四方	作生 決し	契約額等	うち1年超	1 日本 1 川	辞伽垻盆

					7 H
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
O) AX 51	買建	74,400,497	-	74,065,091	335,406
	ブラジルレアル	24,361,208	-	24,149,031	212,177
	香港ドル	12,991,145	-	12,883,706	107,439
	韓国ウォン	15,444,655	-	15,571,224	126,569
	南アフリカランド	21,603,489	-	21,461,130	142,359
	売建	74,400,497	-	73,964,978	435,519
	米ドル	74,400,497	-	73,964,978	435,519
	合計	148,800,994	-	148,030,069	100,113

(注)時価の算定方法

1.開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲 値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の 方法によって評価しております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・開示対象ファンドの計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日 に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2.開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3.換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 4.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(1口当たり情報に関する注記)

	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1口当たり純資産額	4.0410円	4.0870円
(1万口当たり純資産額)	(40.410円)	(40.870円)

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 5月30日現在です。

【シュローダー・エマージング株式ファンド(1年決算型)】

【純資産額計算書】

資産総額	14,017,129,701円
負債総額	23,192,505円
純資産総額(-)	13,993,937,196円
発行済口数	7,526,572,556□
1口当たり純資産額(/)	1.8593円

(参考)

シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	32,816,789,867円
負債総額	131,395,788円
純資産総額(-)	32,685,394,079円
発行済口数	8,127,351,733□
1口当たり純資産額(/)	4.0217円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

- (2)受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし ます。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知 するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗する

ことができません。 (4)受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行 の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 (6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解 約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法 令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額 2025年5月末現在

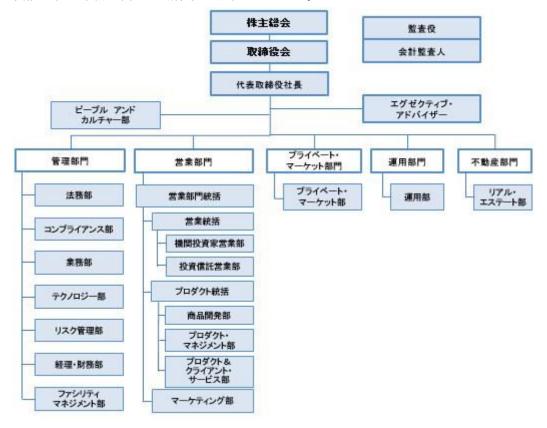
資本金 発行可能株式総数 発行済株式総数

490,000,000円 39,200株 9,800株

過去5年間における主な資本金の増減 該当事項はありません。

(2)委託会社の機構(2025年6月末現在)

委託会社の機構(2025年6月末現在)経営体制
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。取締役会はその決議をもって、取締役名は、取締役別会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。取締役会などの経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合に、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供する
, ,	│ マクロリサーチ情報および各運用チームによる企業リサーチ、マーケット分析等の
	│ 情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議等の運
	用会議を経て決定されます。
Do (実行)	│ 各運用チームのファンドマネジャーは、運用会議の議論内容等を踏まえ、運用基本
, ,	│ 方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。

See (検証)	│ プロダクト担当は月次でAladdinシステムに於いて、各ポートフォリオが個別の運
, ,	用ガイドラインに抵触していないかの確認を行います。このプロセスは、運用チー
	│ ムから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、そ
	│ の内容は四半期毎にリスク・コミッティー(株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催)で
	承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIŔF]
	にて議論されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。2025年5月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)。

ファンドの種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	53	412,498,466,931

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号) に基づいて作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載して おります。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度(2024年1月1日から2024年12月 31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

			(単位:千円)
		第33期 (2023年12月31日)	第34期 (2024年12月31日)
資産の部			
流動資産			
預金		1,138,009	1,005,904
前払費用		72,651	60,982
貸付金		1,004,000	1,804,000
未収入金		474,921	240,408
未収委託者報酬		694,454	757,640
未収運用受託報酬		943,202	1,017,947
流動資産合計		4,327,240	4,886,883
固定資産		, ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
有形固定資産			
建物附属設備(純額)	*1	44,375	37,616
器具備品(純額)	*1	43,489	29,180
有形固定資産合計		87,864	66,796
無 形 固 定 資 産		•	·
電話加入権		3,699	3,699
ソフトウェア		333	133
無形固定資産合計		4,032	3,832
投資その他の資産		•	•
投資有価証券		2,375	2,285
長期差入保証金		260,418	260,418
繰延税金資産		807,085	760,420
投資その他の資産合計		1,069,880	1,023,124
固定資産合計	-	1,161,778	1,093,754
資産合計		5,489,018	5,980,638

(単位:千円)

		第33期 (2023年12月31日)	第34期 (2024年12月31日)
負債の部			
流動負債			
預り金		73,764	65,109
未払金			,
未払手数料		250,277	263,669
その他未払金		1,460,488	1,154,974
未払費用		67,972	61,116
未払法人税等		38,034	250,448
未払消費税等	*2	31,321	78,648
流 動 負 債 合 計		1,921,859	1,873,966
固定負債			
長期未払金		373,927	290,932
退職給付引当金		845,267	872,197
役員退職慰労引当金		21,046	27,490
資産除去債務		74,928	75,796
固 定 負 債 合 計		1,315,169	1,266,416
負 債 合 計		3,237,029	3,140,383
純 資 産 の 部			
株主資本			
資本金		490,000	490,000
資本剰余金			
資本準備金		500,000	500,000
資本剰余金合計		500,000	500,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,261,918	1,850,033
利益剰余金合計		1,261,918	1,850,033
株主資本合計		2,251,918	2,840,033
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		70	221
評価・換算差額等合計		70	221
純資産合計		2,251,989	2,840,254
負債純資産合計		5,489,018	5,980,638

(2)【損益計算書】

(単位:千円) 第34期 2024年 1月 1日 2024年12月31日 第33期 2023年 1月 1日 2023年12月31日 自至 自 営業収益 3,064,465 3,378,336 委託者報酬 運用受託報酬 3,521,870 3,653,365 その他営業収益 2,137,260 1,828,129 8,723,596 8,859,832 営業収益計 営業費用 968,159 1,047,269 支払手数料 広告宣伝費 114,349 103,981 調査費 246,704 211,132 調査費 1,344,567 1,468,370 委託調査費

	, , ,,	有価証券届出書(内国技
図書費	2,080	2,371
事務委託費	295,412	311,067
営業雑経費		
通信費	31,603	33,309
印刷費	4,155	7,181
協会費	5,742	3,212
諸会費	8,786	10,998
営業費用計	3,021,560	3,198,893
一般管理費		
給料		
役員報酬	169,292	113,882
給料・手当	1,611,371	1,506,210
賞与	485,200	401,854
交際費	19,031	7,608
旅費交通費	49,984	39,292
租税公課	37,059	43,318
不動産賃借料	267,360	260,518
退職給付費用	182,956	134,494
役員退職慰労引当金繰入	4,909	6,444
法定福利費	210,701	190,707
固定資産減価償却費	16,422	21,395
諸経費	2,196,386	1,984,976
一般管理費計	5,250,676	4,710,703
営業利益	451,359	950,235
営業外収益		
受取利息	501	3,313
受取配当金	73	120
有価証券売却益	66	62
雑益	3,491	468
営業外収益計	4,132	3,964
営業外費用		
為替差損	98,181	80,879
営業外費用計	98,181	80,879
経常利益	357,310	873,320
特別損失		
割増退職金等	28,750	-
固定資産除却損	1,278	1,227
特別損失計	30,028	1,227
税引前当期純利益	327,281	872,093
法人税、住民税及び事業税	18,361	237,312
法人税等調整額	124,102	46,665
法人税等合計	142,463	283,978
当期純利益	184,818	588,114

(3)【株主資本等変動計算書】

第33期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

узоожу (Д 2020 1/31	н - -	<u> </u>					
			株主資本		評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金		
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	490,000			2,067,100	94	2,067,006	
当期変動額							
当期純利益			184,818	184,818		184,818	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				·	164	164	
当期変動額合計	-	-	184,818	184,818	164	184,983	
当 期末残高	490 000	500 000	1 261 918	2 251 918	70	2 251 989	

第34期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

						<u> </u>
		株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本金 資本 利益剰余金 株主資本 剰余金		その他有価証券 評価差額金		
		資本 準備金	その他利益剰余金			
		準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,261,918	2,251,918	70	2,251,989
当期変動額						
当期純利益			588,114	588,114		588,114
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					150	150
当期変動額合計	-	-	588,114	588,114	150	588,265
当期末残高	490,000	500,000	1,850,033	2,840,033	221	2,840,254

舌	更な	. ^	≐ +	ᆂ	솼
92 7	/ / / / A	7.	= 1	л	πι

重要な会計方針	
項目	第34期 自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日
1 . 有価証券の評価基準及び評価 方法	その他有価証券 市場価格のあるもの 当期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)に よっております。
2.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物 附属設備については、定額法によっております。
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分) については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法に よっております。
3 . 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に 係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた 簡便法を適用しております。
	(2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支 給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の日々の純資産価額に対する一定割合と して認識され、契約期間にわたりサービスを提供するものである ため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、 投資信託の契約期間にわたり収益として認識しております。
	(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約または投資助言契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資一任契約または投資助言契約の契約期間にわたり収益として認識しております。
	(3) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資一任契約の特定のパフォーマンス目標を超過する運用益に対して一定割合を認識しており、成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。
	(4) その他営業収益 その他営業収益は、関係会社との契約に基づき、日々のサービス 提供により履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわ たり収益として認識しております。
5 . 外貨建資産および負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項

消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ままかる針 トの日待い

重要な会計上の見積り				
項目	第34期 自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日			
1.繰延税金資産の回収可能性	(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 繰延税金資産(純額) 760百万円 (繰延税金負債と相殺前の金額は802百万円です。)			
	(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報			
	算出方法 将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に より繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得 の見積りは、当期実績を基準としております。			
	主要な仮定 課税所得の見積りに当たっては、翌期以降も当期と同水準の当 期利益を計上可能との想定に基づき、更に確定済の新規契約等 からの収益及び費用を含めると共に、一時的で継続性の乏しい 収益及び費用を除外して作成しております。			
	翌事業年度の財務諸表に与える影響 課税所得の見積りの前提となっている翌期以降の利益水準について、市況の急激な悪化等により当期実績を大きく下回る場合に、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。			

注記事項 (貸供対昭表関係)

項 目 第33期 第34期 2023年12月31日現在 2024年12月31日現在 *1. 有形固定資産の減価償却累計 建物附属設備 173,078 建物附属設備 178,193 額(千円) 器具備品 125,345 器具備品 134,735 *2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は仮払消費税等及び仮受消費税等として相殺のうえ、未払消費税等として	(具 有 刈炽衣送汤 <i>)</i>		
額(千円) 器具備品 125,345 器具備品 134,735 *2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として相殺のうえ、未払消費税等として		項目		
*2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は仮払消費税等及び仮受消費税等 相殺のうえ、未払消費税等として相殺のうえ、未払消費税等とし	*	1. 有形固定資産の減価償却累計	建物附属設備 173,078	建物附属設備 178,193
相殺のうえ、未払消費税等として相殺のうえ、未払消費税等とし ⁻	客	頁(千円)	器具備品 125,345	器具備品 134,735
	*		相殺のうえ、未払消費税等として	

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

1 · /U 1//	第33期事業年度 期首株式数	第33期事業年度 増加株式数	第33期事業年度 減少株式数	第33期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	•	•	9,800株
合計	9,800株	•	ı	9,800株

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

4.配当に関する事項 (1)配当金支払額 該当事項はありません。 (2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

第34期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第34期事業年度 期首株式数	第34期事業年度 増加株式数	第34期事業年度 減少株式数	第34期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項該当事項はありません。
- 3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項

(1)配当金支払額 該当事項はありません。 (2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

(金融商品関係)

(金融商品関係) 1.金融商品の状況に関する事項	
第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日	第34期 自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日
(1)金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。	(1)金融商品に対する取組方針 同左
(2)金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスク はありません。	(2)金融商品の内容及びそのリスク 同左
貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収 運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リス クに晒されております。	
未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および	
長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引によ り生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、	
うましたが真建との真建・真頂を休りしているため、 為替相場の変動による市場リスクに晒されておりま	
₫.	
 (3)金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理	(3)金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理
預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。	同左
貸付金は海外の関連会社に対するものであり、期限 前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求でき るという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少	
であります。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託 または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用して いる資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは	
僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。	
市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関 しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原 則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少 であります。	市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理 同左
流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会 社への要求払い条件付き短期貸付で運用することによ り、流動性リスクを管理しております。	流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 同左

2.金融商品の時価等に関する事項 第33期(2023年12月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるた

め時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

			(干皿・ココノ
区分	貸借対照表計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	2,375	2,375	-
長期差入保証金	260,418	260,168	249
長期未払金	373,927	373,296	630

第34期(2024年12月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	2,285	2,285	-
長期差入保証金	260,418	259,311	1,107
長期未払金	290,932	286,205	4,726

(注1)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(2023年12月31日現在) (単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	1,138,009	-
貸付金	1,004,000	-
未収入金	474,921	-
未収委託者報酬	694,454	-
未収運用受託報酬	943,202	-
合計	4,254,586	-

(単位・千円)

70 TAI (202 T T 12/10 I II JULY)	_	(+ 12 · 1 · 1)
	1年以内	1年超
預金	1,005,904	-
貸付金	1,804,000	-
未収入金	240,408	-
未収委託者報酬	757,640	-
未収運用受託報酬	1,017,947	-
合計	4,825,900	_

(注2)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額第33期(2023年12月31日現在) 該当事項はありません。

第34期(2024年12月31日現在) 該当事項はありません。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 第33期(2023年12月31日現在)における金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び 重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定し

た時価

レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用 レベル2の時価:

いて算定した時価

重要な観察できないインプットを使用して算定した時価 レベル3の時価:

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

(単位:千円)

				<u> </u>
	時価			
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	-	2,375	-	2,375

資産計				
貝准司	-	2,375	-	2,375

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

へん。 市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類 しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としていない金融商品

(単位:千円)

- 0	時価			
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
固定資産 長期差入保証金	-	260,168	-	260,168
資産計	_	260,168	-	260,168
固定負債 長期未払金	-	373,296	-	373,296
負債計	_	373,296	- -	373,296

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインブットの説明

長期差入保証金

展期差入保証金の時価の算定は、賃貸借契約書上の返還予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額にお ける長期差入保証金の額は260,418千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額におけ る長期未払金の額は373,927千円です。

第34期(2024年12月31日現在)における金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び 重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定し

た時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用

いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

(単位:千円)

	時価			
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	-	2,285	-	2,285
資産計	_	2,285	-	2,285

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者から リスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に 分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としていない金融商品

(単位:千円)

				<u> </u>
	時価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
固定資産 長期差入保証金	-	259,311	-	259,311
資産計	-	259,311	-	259,311
固定負債 長期未払金	-	286,205	-	286,205
負債計	-	286,205	-	286,205

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、賃貸借契約書上の返還予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は260,418千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期未払金の額は290,932千円です。

(有価証券関係)

. 投資有価証券に関する事項

投資信託は基準価額によっております。

第33期(2023年12月31日)における投資有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,187	2,105	82
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	188	200	12
合計	2,375	2,305	70

第34期(2024年12月31日)における投資有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位:千円)

			1 1 1 1 1 1 1 1
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	1,599	1,364	234
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	686	700	13
合計	2,285	2,064	221

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第33期(自2023年1月1日至2023年12月31日)

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第34期(自2024年1月1日至2024年12月31日) 財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

(デリバティブ関係)

第33期(2023年12月31日現在)

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

第34期(2024年12月31日現在)

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第33期 自 2023年 1月 1日	第34期 自 2024年 1月 1日
至 2023年12月31日	至 2024年12月31日
1.採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一 時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により 退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、 給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しておりま す。	1.採用している退職給付制度の概要 同左

2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (千円) 期首における退職給付引当金(千円) 995,328 182,956 333,017 期末における退職給付引当金期末における退職給付引当金845,267	2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (千円) 期首における退職給付引当金 845,267 退職給付費用 134,494 退職給付の支払額 107,564 期末における退職給付引当金 872,197
(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に	(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に
計上された前払年金費用及び退職給付引当	計上された前払年金費用及び退職給付引当
金の調整表	金の調整表
(千円)	(千円)
積立型制度の退職給付債務	積立型制度の退職給付債務
-	-
年金資産	年金資産
非積立型制度の退職給付債務	非積立型制度の退職給付債務
845,267	872,197
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
845,267	872,197
退職給付引当金	退職給付引当金
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
845,267	872,197
(3)退職給付に関連する損益	(3)退職給付に関連する損益
(千円)	(千円)
簡便法で計算した退職給付費用	簡便法で計算した退職給付費用
182,956	134,494

(税効果会計関係)						
第33期 自 2023年 1月 1 至 2023年12月31		第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日				
1. 繰延税金資産発生の主な原因別]内訳	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳				
	(千円)		(千円)			
繰延税金資産		燥延税金資産				
未払費用否認	545,999	未払費用否認	494,937			
退職給付引当金損金		退職給付引当金損金				
算入限度超過額	258,821	算入限度超過額	267,066			
役員退職慰労引当金否認	6,444	役員退職慰労引当金否認	8,417			
資産除去債務	22,943	資産除去債務	23,208			
その他	6,959	その他	8,852			
繰延税金資産小計	841,167	繰延税金資産小計	802,483			
評価性引当額	-	評価性引当額	-			
操延税金資産合計 	841,167	繰延税金資産合計 _	802,483			
 繰延税金負債		操延税金負債				
未確定債務に対する為替		未確定債務に対する為替				
差益	33,252	差益	42,062			
その他	828	その他	-			
繰延税金負債合計	34,081	繰延税金負債合計	42,062			
繰延税金資産の純額 	807,085	繰延税金資産の純額 =	760,420			

2.法定実効税率と税効果会計適用 負担率との間に重要な差異があると の原因となった主要な項目別内訳		2.法定実効税率と税効果会計適 負担率との間に重要な差異がある の原因となった主要な項目別内訴	らときの、当該差異
法定実効税率 (調整)	30.6%	法定実効税率 (調整)	30.6%
役員賞与等永久に損金 算入されない項目 その他	12.9% 0.0%	役員賞与等永久に損金 算入されない項目 その他	4.9% 3.0%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	43.5%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	32.6%_

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終 了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の算定方法 使用見込期間を10年間(建物附属設備の減価償却期間)と見積り、割引率は減価償却期間に見合う国債の流 通利回り(1.4%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。なお、2023年12月期において資産除去債務の再見積もりを行った結果増加した金額については、残存する減価償却期間に見合う国債の流通利回り(0.25%)を使用して計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円) 第33期 第34期 2023年 1月 1日 2024年 1月 1日 自 2023年12月31日 2024年12月31日 至 期首残高 58,335 74.928 有形固定資産の取得に伴う増加額 再見積もりに伴う増加額 その他増減額(は減少) 15,776 816 867 期末残高 74,928 75,796

2.貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務 該当事項はありません。

(収益認識関係)

第33期会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 収益を分解した情報

当会計期間の収益の構成は次の通りです。 (単位:千円) 委託者報酬 3,046,723 3,495,910 運用受託報酬 その他営業収益 2,137,260 成功報酬(注) 43,701 合計 8,723,596

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

第34期会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 収益を分解した情報

3,358,741 委託者報酬 運用受託報酬 3,631,296 その他営業収益 1,828,129 成功報酬(注) 41,664 合計 8,859,832

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等) < セグメント情報 > 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を終したよりませんので、記載を必要しております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第33期会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,064,465	3,521,870	1,875,504	261,756	8,723,596

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

		<u> </u>
日本	その他	合計
6,221,543	2,502,053	8,723,596

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ご との有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はあり ません。

第34期会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 1.製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

					(1 1 3 / _
	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,378,336	3,653,365	1,689,616	138,513	8,859,832

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

() () () () () ()

			(<u></u>
日本	英国	その他	合計
6,349,722	1,135,609	1,374,500	8,859,832

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域は英国(13%) であります。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ご との有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はあり

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第33期会計期間(自 2023年1月1日 該当事項はありません。 至 2023年12月31日

第34期会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日 該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第33期会計期間(自	2023年1月1日	至	2023年12月31日)
該当事項はありまり	± 6, .			-

第34期会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 > 第33期会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 至 2023年12月31日) 該当事項はありません。

第34期会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引) 第33期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社 (単位 千円) 議決権 の所有 事業の 当事者との関係 種類 会社等の名称 所在地 資本金 取引の内容 取引金額 科目 期末残高 (被所有)割合 内容 一般管理費 (役員および 従業員の賞与 の負担金) 最終 親会社 シュローダー・ ピーエルシー イギリス、 ロンドン市 持株 会社 被所有 間接100% 当社の 未払金 (その他 322.4 百万 ポンド 75,534 19,184 最終親会社 未払金) 長期 未払金 188,816 (注1)

(2) 兄弟会計等 /出位 不田、

(2)	记用会社等								(単位	: 千円)
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終 親会社	シュローダー・ フィナンシャル・ サービセズ・リミ	イギリス、 ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の 貸付等	資金の回収 (注7)	-	貸付金	1,004,000
の 子会社 (注2)	テッド		3.21				受取利息	501	未収入金	73
兄弟 会社 (注3)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	<u>-</u>	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 (注8)	274,609	未収運用受託報酬	27,811
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注9)	551,791	未収入金	219,524
							情報提供業務 報酬の受取 (注10)	42,011		
							役務提供業務 の対価の受取 (注10)	61,306		
							運用再委託報 酬の支払 (注8)	798,573	未払金 (その他 未払金)	210,113
							一般管理費 (諸経費)の 支払 (注10)	1,252,529		
兄弟 会社 (注4)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ (ホンコン)・リ ミテッド	中華人民 共和国、 香港	20.0 百万 香港ド ル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務委託等	運用受託 報酬の受取 (注8)	60,686	未収運用受託報酬	5,497
兄弟 会社 (注4)	ンベストメント・ マネージメント・ (ホンコン)・リ	共和国、	百万 香港ド	投資運用業	-	契約の 再委任、	運用受託 報酬の受取	60,686	未収運用受託報酬	

[|] 取引条件及び取引条件の決定方針等 (注1)当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。 但し、これらの費用は シュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する 債務として処理しております。

託受益証券)

						-	• • •		. ,	
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注9)	有価証 397,948	E券届出書 (未収入金	内国投資信託 105,206
							運用再委託報 酬の支払 (注8)	300,314	未払金 (その他 未払金)	3,464
							一般管理費(諸 経費)の支払 (注10)	104,414		
兄弟 会社(; 5)	シュローダー・イ 主ンベストメント・ マネージメント・ (シンガポー ル)・リミテッド	シンガポール	50.7百 万シン ガポー ルドル	投資運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務委託 等	運用受託 報酬の受取 (注8)	41,544	未収運用 受託報酬	3,607
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注9)	13,902	未収入金	6,693
							役務提供 業務の対価 の受取 (注10)	15,370		
							運用再委託 報酬の支払 (注8)	1,441		
							一般管理費(諸 経費)の支払 (注10)	515,751	未払金 (その他 未払金)	75,222
兄弟 会社の 子会社 (注6)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント (ヨー・ロッパ)・ エス・エー	ルクセンブル ク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 (注8)	902,324	未収運用 受託報酬	69,926
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注9)	797,376	未収入金	64,928
							運用再委託 報酬の支払 (注8)	33,193	未払金 (その他 未払金)	3,380

- (注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービセズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
 (注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
 (注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
 (注5) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガボール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
 (注6) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・アファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが12%を保有しております。
 (注7) 資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 (注8) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

- (注9) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、台ファンドの契約時に実別建治資産に対する日社の建治資産の制品に応じた。 (注9) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。 (注10) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場) シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当事項はありません。

第34期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社 (単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社	シュローダー・ ピーエルシー	イギリス、 ロンドン市	322.4 百万 ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の 最終親会社	一般管理費 (役員および 従業員の賞与 の負担金) (注1)	48,552	未払金 (その他 未払金) 長期 未払金	19,085 103,613
1	1	I	I	1	I	1		I		1

(2)	兄弟会社等								(単位	<u> 千円)</u>
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終制裁会社	シュローダー・ フィナンシャル・	イギリス、 ロンドン市	61.6 百万	資金 管理業	-	余資の 貸付等	資金の貸付 (注8)	800,000	貸付金	1,804,000
の 子会社 (注2)	サービセズ・リミ テッド		ポンド				受取利息	3,313	未収入金	555
兄弟 会社 (注3)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、業 務委託等	運用受託 報酬の受取 (注9)	253,827	未収運用 受託報酬	14,379
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注10)	424,854	未収入金	124,584
							情報提供業務 報酬の受取 (注11)	38,515		
							役務提供業務 の対価の受取 (注11)	1,407		
							運用再委託報 酬の支払 (注9)	907,801	未払金 (その他 未払金)	172,972
							一般管理費 (諸経費)の 支払 (注11)	1,142,002		
兄弟 会社 (注4)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ (ホンコン)・リ ミテッド	中華人民共和国、香港	20.0 百万 香港ド ル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務委託等	運用受託 報酬の受取 (注9)	28,981	未収運用 受託報酬	1,415
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注10)	346,419	未収入金	26,242
							運用再委託報 酬の支払 (注9)	312,912	未払金 (その他 未払金)	34,893
							一般管理費(諸 経費)の支払 (注11)	104,049		
兄弟 会社 (注 5)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ (シンガポー ル)・リミテッド	シンガポー ル	50.7百 万シン ガポー ルドル	投資運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務委託 等	運用受託 報酬の受取 (注9)	39,706	未収運用 受託報酬	1,505
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注10)	16,140	未収入金	815

取引条件及び取引条件の決定方針等 (注1)当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。 但し、これらの費用は シュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する 債務として処理しております。

託受益証券)

	1	1	1				''''			内国投資信	
							運用再委託 報酬の支払 (注9)	3,620	未払金 (その他 未払金)	41,985	
							一般管理費(諸 経費)の支払 (注11)	466,923			
兄弟 会社の 子会社 (注6)	シュローダー・ユ ニット・トラス ト・リミテッド	イギリス、 ロンドン市	9.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託契 約の再委 任、業務委 託等	運用受託報酬 の受取 (注9)	843,177	未収運用 受託報酬	69,622	
							サービス提供 業務報酬の受 取 (注10)	706	未収入金	66	
	シュローダー・イ ンペストメント・ マネージメント (ヨーロッパ)・ エス・エー	ルクセンブル ク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託契 約の再委 任、業務委 託等	運用受託 報酬の受取 (注9)	734,805	未収運用 受託報酬	75,291	
	-						サービス提供 業務報酬 の受取 (注10)	748,871	未収入金	40,119	
							運用再委託 報酬の支払 (注9)	22,758	未払金 (その他 未払金)	2,734	
							一般管理費(諸 経費)の支払 (注11)	7,802			
	1	I	l				I			I	

- (注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービセズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
 (注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
 (注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
 (注5) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
 (注6) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・リニテッドの議決権の100%を保有しております。
 (注7) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・アールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが同12%を保有しております。
 (注8) 資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場全利を期室して利率を全理的には中にアーカー
- (注8)資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れてお りません。 (注9)各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率
- (注10)各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。
 (注10)各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。
 (注11)情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場) シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	

1株当たり純資産額

229,794円83銭 1株当たり純資産額 289,821円93銭

1株当たり当期純利益

18,858円99銭

1株当たり当期純利益 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載してお

りません。

60,011円71銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載してお りません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益

184,818千円 184,818千円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 301金額のエヌで、1 該当事項はありません。 9,800 株

普通株式の期中平均株式数

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益

588,114千円 588,114千円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません

普通株式の期中平均株式数

9.800 株

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融禁止されています。 「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。 (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もし くは取引のな正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で
- 定めるものを除きます。
- 定めるものを除きます。)。
 (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
 (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
 (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託全計

文武云仙	[五]		
名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。	

<再信託受託会社の概要>

名称

資本金の額

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 10,000百万円(2025年3月末現在) 銀行法に基づき銀行業を含むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に 事業の内容 基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受 託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべ てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
アイザワ証券株式会社	3,000百万円	
SMBC日興証券株式会社	135,000百万円	
株式会社SBI証券	54,323百万円	
O K B 証券株式会社 *	1,500百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
野村證券株式会社*	10,000百万円	
八十二証券株式会社*	3,000百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第
松井証券株式会社	11,945百万円	一種金融商品取引業を営ん
マネックス証券株式会社	13,195百万円	でいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	40,500百万円	<u> </u>
水戸証券株式会社	12,272百万円	
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジ メント株式会社 [*]	5,165百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社大垣共立銀行*	46,773百万円	
株式会社関西みらい銀行*	38,971百万円	
株式会社熊本銀行	10,000百万円	│銀行法に基づき銀行業を営 │ │んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	10 CVIZ 9 .
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	
三井住友信託銀行株式会社*	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金銀機関の信託業務の兼営等に関する法
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	託業務の兼営等に関する法 律に基づき信託業務を営ん でいます。

新規募集の取扱いを行ないません。

(3)投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2024年12月末現在)	事業の内容
シュローダー・インベストメント・マ ネージメント・リミテッド	155百万ポンド	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2)販売会社 日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3)投資顧問会社 委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用(投資一任)を行ない ます。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。 (3)投資顧問会社

直接的な資本関係はありません。(2024年12月末現在)

第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。(2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙等に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など 委託会社およびファンドのロゴ・マークや愛称、図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

らない旨の記載。

らない百の記載。 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。 請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合には

請求日調兒書は投資者の請求により販売会社から交付される自のよび自該請求を行なった場合には その旨の記録をしておくべきである旨の記載。 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前 に受益者の意向を確認する旨の記載。 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記

- 載。
 (4)有価証券届出書本文「第一部」証券情報」、 「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者 当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記 「第二部 の理解を助けるため、 載することがあります。
- 戦争ることがあります。
 (5)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
 (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
 (7)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
 (8)交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用

がない旨の記載

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな らない旨の記載

らない目の記載。 分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準 価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投 資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し に対しまっては、チャックでは、分配金の一部または一部を記載することがあります。

(9)交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 当初元本額についての記載。 基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。

所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2025年3月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役 会 御

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 櫻井 雄一郎

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 水永 真太郎

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了 する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理 に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情

である。 |である。 | 当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施してい ない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示 することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評 価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある 場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がな いかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあ る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響 を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家とし ての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関 連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

- る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。
- 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で 監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

報告 立監査人の監 査

2025年1月24日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・エマージング株式ファンド(1年決算型)の2023年11月16日から2024年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。 「ファンドの経理状況」に掲げ

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・エマージング株式ファンド(1年決算型)の2024年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理 に関する規定に従って、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入 手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内 容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告す ることが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

窓の現場に対する歴史で表現 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示 することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある 場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響をよるよる理的に見込まれる提供会に、需要性がある。 を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家とし ての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(E12586)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

・シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公 認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年7月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 竹内 知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・エマージング株式ファンド(1年決算型)の2024年11月16日から2025年5月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・エマージング株式ファンド(1年決算型)の2025年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2024年11月16日から2025年5月15日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門 家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に 注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基 づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な

EDINET提出書類

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(E12586)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認 会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。